



学校法人やまざき学園
幼保連携型

認定こども園

釜井台幼稚園

重要事項説明書

R7.8.1 版



も く じ

○幼保連携型認定こども園について、運営方針、提供する教育・保育の内容	2
○法人の理念・理事長あいさつ	3
○園長メッセージ	4
○新園舎・新園庭がキッズデザイン賞を受賞しました。	5
○保育目標 / 私たちが子どもに保証したいこと / 認定こども園釜井台幼稚園が目指す保育	6
○教育・保育を日々アップデートしています	7
○教育のビジョン～こころも からだも たくましく～	8
○建学のコンセプト～3つのキーワード～	8
○教育の特色 01 からだをつくる 02 こころをみがく 03 自分で考え行動する力を育てる 幼児体躯専門講師による「体育指導」/遊びの中の環境設定/けがは子どもの権利です/人と関わる力を育てる/認められる経験/できる?/できない?/センス・オブ・ワンダー～ドキドキ!ワクワク!する経験を!/考えるって楽しい・難しいって面白い	9
○「育みたい資質・能力」～予測困難な社会を生きる子どもたちのために～	14
○「主体的・対話的で深い学びってなに?アクティブ・ラーニング	15
○幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	16
○社会情動的スキル・非認知能力～粘り強く取り組む力は、子ども時代に育つ～	17
○愛情豊かに、応答的に関わる、生まれた時から人権を持つ一人の人間として尊重する	18
1. 園概要・園児数及びクラス数、教職員一覧、クラス担任・副担任、園舎見取り図	19
2. 認定区分について	23
3. 開園日及び休園日	24
4. 利用時間、早朝保育、預かり保育・延長保育	25
5. 園生活 1日のイメージ	26
6. 慣らし保育	27
7. 土曜日保育	27
8. 園児の服装・持ち物	28
9. 基本的生活習慣	29
10. 登降園の際の留意点(登園、降園、自動ドア)	29
11. バス利用について	31
12. 幼稚園の駐車場(安全第一・譲り合い)	31
13. IDカードの使い方・園児の安全管理	32
14. 給食	33
15. 着替え・汚れた・濡れた衣類の取扱い	34
16. 健康上の留意事項	35
17. 伝染性疾患について ○インフルエンザ罹患時の対応について	36
18. 与薬について	38
19. 健康診断及び嘱託医等について	39
20. 虐待は絶対してはいけません	39
21. 緊急時・非常災害時の対策	41
22. 何か変更がありましたら早めにご相談ください	42
23. 2号・3号認定:育児休業取得時の保育の継続について	43
24. 利用の終了について	43
25. 要望・苦情等に関する相談窓口	44
26. 加入している損害保険等	44
27. 個人情報保護に関する基本方針	45
28. 障害児保育 29. 保護者アプリ「コドモン」 30. 課外教室 31. 園務でパソコン・タブレット・携帯電話・トランシーバーを使用しています。 32. 下記の物品のご寄付をお願いしています。 33. 入園式について 34. 下記の小規模保育所と連携してます	47
35. 保育料の無償化	50
36. 利用者納付金一覧	51
37. 「令和7年度特定教育・保育施設等給食負担軽減事業補助金」	53
○なんでもご相談ください。私たちは子育て応援団です	54
○感染症 意見書・登園・登校届	55

1. 幼保連携型認定こども園について

「**幼保連携型認定こども園**」とは、**幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設**です。小学校就学前までの子どもの成長と発達を見据え、0 歳からの育ちの連続性を踏まえた教育及び保育を行います。また地域の全ての子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的としています。

2. 運営方針

- (1) 認定こども園 釜井台幼稚園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
- (2) 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい環境を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- (4) 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域と様々な連携を図りながら、利用乳幼児の保護者への子育て支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めるものとする。
- (5) 当園は、「**こころも からだも たくましく**」という教育ビジョンの下、「**多様で豊かな“体験”を通してバランス良く「からだ」「こころ」「自分で考え行動する力」を育て、「こころも からだも たくましい子ども」「未来を生き抜く力」を育てる教育を目指すことを教育、保育方針とする。**
- (6) 当園は、「宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日宇都宮市条例第 29 号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

3. 提供する教育・保育の内容

当園は、**幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）**を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 発達の連続性の考慮した教育・保育の提供
0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達を考慮した教育・保育を提供します。
- (2) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた教育・保育の提供
満3歳未満の園児については、特に**健康、安全や発達の確保**を図ります。
満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編成される学級による集団生活の中で**遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。**
- (3) 送迎希望者については、園バスによる送迎を実施します（原則 1 号認定児、別途利用者負担有）。

法人の理念

- 私達は、当園に関わる全ての人たちの“**幸せ**”を心から願い、援助をします。
- 私達は、**子どもが子どもらしく安心して生活できる場と時間と仲間を保障**します。
- 私達は、“**子どもを真ん中に置いた地域・社会**”の実現を目指します。

「**子どもが子どもらしく遊び、生き活きと生活する**」。

それが私たちの保障したいことです。



当法人は、昭和 51 年の釜井台幼稚園創立以来、保護者や地域の皆様に支えられながら、『こころも からだも たくましく』をスローガンに、半世紀に渡り、子ども達の将来を見据えながら幼児教育を行ってまいりました。おかげさまで令和6年度には卒園児数が 6,640 名を越えました。

平成 31 年 4 月、私たちは『**幼保連携型認定こども園**』になりました。長年培ってきた幼児教育の経験と、別法人ではありますが保育園を 2 園運営してきたノウハウを基盤に、幼稚園に 0 歳からの保育所機能を新に加え、今まで以上に皆様の子育てを支える園になる決意で移行しました。

超少子高齢化・気候変動・自然災害の増加・テクノロジーの進歩・グローバル化など、変化の速い予測困難な 21 世紀の社会を生きていく子ども達の未来を考えると、その将来を支える力の基礎を育み、子育て世代を支える私たち保育者の役割は重要度を増していると感じます。

そこで認定こども園に移行するにあたって、今までの保育・教育を見直し、今までの良さを残しつつも、0 歳児からの育ちの連続性を踏まえ、小学校以降の学びに繋がる『**遊びや生活の中で、環境(ヒト・モノ・コト)を通して、子どもが主体性を発揮する保育・教育**』、『**未来を生き抜く力と学びの芽生えを育てる保育・教育**』、『**子どもと一緒にドキドキ・ワクワクする保育・教育**』にアップデートしました。

なぜ、アップデートするのか、と疑問に思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、実は今、日本の教育が変わってきています。これからの教育は、学んだ知識・技能を活用し、自ら課題を発見し、他者と協働しながらその解決に向けて試行錯誤し、新たなモノ・価値・考え方を創造していく力を育むことが求められています。これは小学校以降の教育も同じ考え方です。

私たちは、子ども達が大人になった時に、必要とされる力の基礎を育てたいと思っています。それは 22 世紀までの未来を“生き抜く力”であり、日々の遊びや生活の中で適切な環境(ヒト・モノ・コト)を通して育まれていくのです。

教育とは、「現在」ではなく、20 年後、30 年後、50 年後の「生き抜く力」を育てることです。挑戦・進化し続ける当園の教育・保育にどうぞご理解・ご協力、そしてご期待いただけるよう心よりお願い申し上げます。

学校法人やまざき学園 理事長 山崎 直子

未来を生きる子どもたちのために、今私たち大人ができること。

それは「未来を生き抜く力」の基礎を育てること。



私たちは、子どもたちの将来を考える時、「夢と希望を持って、幸せな人生を生きてほしい」と心から願っています。そして、22 世紀まで生きる子どもたちのために、今、何ができるのかと考えた時、「未来を生き抜く力」の基礎を育てることが私たちの使命だと考えています。「未来を生き抜く力」を育てる上で私たちが大切にしたい願いは次の 2 つです。

まず 1 つ目は、**自分を好きになる大人に育って欲しい**ということ。

周囲の大人が、過干渉にならないように気をつけながら関わって、その姿を認め、愛おしく思うこと。自分が大事にされている、愛されていると感じれば、自ずと人を大事にして、関心を持ち、好きになるものだと思います。人は互いに支え合わなければ生きていけません。長い人生の中で心が折れそうになった時、一人でも良いから支えてくれる人とつながり、あきらめずに立ち上がって前を向いて歩いて行って欲しいと思います。

そして 2 つ目は、**自分で考え行動し、責任を持てる大人に育って欲しい**ということ。

未来を考えたとき、今以上に変化のスピードが速くなり予測困難な社会になると言われています。そんな時代を生きる子どもたちに必要な力とは何でしょうか。それは知識や技術も重要ですが、それらを自らアップデートし、活用して課題を解決していく力や、今までにない新しい価値を作り出す力です。そしてそれを実現するには、考える力、あきらめずに粘り強く取り組む力、周囲の人と協同する力を身に付けて欲しいと思います。

では、それらはどうやって育んだらいいのでしょうか。それは、**乳幼児期に遊びや生活の中でドキドキ・ワクワクしながら、今しか出来ない子どもらしい体験を重ねること、そして徹底的に遊びこむことの中で育まれます。**

遊びの中で子どもは周囲の環境（ヒト・モノ・コト）に興味を持って関わり、自分で考え、どうやったらもっと面白くなるか、もっと上手くできるか、失敗しても諦めずに工夫を重ね、満足感や達成感を味わいます。

また、友達との関わりの中で、自分の思いを持てるようになり、ぶつかりあい、相手にも思いがあることを知り、認め合い、折り合いをつけることを学んでいきます。

私たち保育者は、子どもを見守りながら、その思いに寄り添い、興味・関心や探究心に共感し、どうしたらこの子の思いや願いを叶えられるか、学びにつなげるためにどんな援助や環境（ヒト・モノ・コト）を用意したら良いのか計画を立て、常に評価・改善をしながら、一人一人の発達を踏まえた保育・教育を行っています。

保護者の皆様におかれましては、お子様と一緒に園生活を楽しんでいただければ願っています。いろいろと至らない点もあるかと思いますが、子育てのパートナーとして、皆様を支える園でありたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

認定こども園 釜井台幼稚園 園長 山崎 英明

●子どもにとって最高の環境を目指した新園舎・新園庭が
2020 年「第 14 回キッズデザイン賞」を受賞しました。



【面積】面積 4780.51 ㎡（内園庭面積 1622.1 ㎡）延床面積 2774.82 ㎡

【建替え工事】H30 年 6 月着工、R 元年 8 月下旬竣工。【園庭工事】：R 元年 9 月～11 月末完成。

【施設】全館冷暖房、0～2 歳児クラス床暖房、全室 24 時間機械換気

【セキュリティ】消防・警察直通電話、警備会社通報装置、監視カメラ、警備員不定期巡回

【屋外環境】0・1 歳児専用の園庭、デンマーク製大型オリジナル遊具（3mクライミング）、木製オリジナル遊具、2 か所の砂場（山砂・川砂）、井戸水のがチャポンプ 2 台、川流れ、屋台、畑、花壇、食べられる実のなる樹木など、ダイナミックで自然豊かな環境。

- 乳幼児期の教育・保育は、『遊びや生活で適切な環境（ヒト・モノ・コト）を通して、「子どもの主体性」、「人格形成の基礎」』を育てることです。

● 私たちが子どもに保証したいこと

子どもが子どもらしく、のびのび、いきいき、ドキドキ、ワクワクする生活
愛されている実感 人を好きになる喜び モノや自然と関わる楽しさ
未来につながる 今しか出来ない 遊び体験

● 保育目標 ～こんな人になってもらいたい～

センス オブ ワンダー（ドキドキ・ワクワク）を持ち続ける人
自分で考え、行動し、責任を持てる人
周りの人やモノとのつながりに感謝し、支え、支えられる人
失敗した時や困難な時も最後まであきらめない人

● 認定こども園 釜井台幼稚園 が目指す教育・保育

- ・『**幼保連携型認定こども園教育・保育要領**（国の乳幼児教育・保育ガイドライン）』を基に、常に見直す。
- ・乳幼児期だけでなく**小学校以降の教育や将来を見据えてつなげる**。
- ・『**育てたい資質・能力**（知識・技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎、学びに向かう力・人間性等）』、『**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**（健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現）』
- ・子どもが慈しみ**愛されている**と実感できる。
- ・**ドキドキ!ワクワク!**する遊びや体験を積み重ねる。
- ・遊びと生活の中から子どもの「**主体的・対話的で深い学び**」を育む。
- ・**子どもが子どもらしく**伸び伸びと生き、自らの生活の主人公となる。
- ・**あこがれ・意欲・葛藤・試行錯誤・満足感**に出会える。
- ・保育者主導の“教える”保育から、**子ども主体の“共に育ち合う”保育**へ。
- ・**保育者も楽しい、子どもも楽しい、親も楽しい、ALL HAPPY!**
- ・「ありのままの子ども姿」を認め、人への**基本的信頼感、自己肯定感**を育む。
- ・**結果ではなくプロセスを大切に**し、その中で育まれるものを大切にする。
- ・**子どもが真ん中!**（大人の都合で保育をしない）
- ・見える物よりも、**見えないもの（心情・意欲・態度）**を大切に育てる。
- ・保護者・地域の人財を巻き込んで、**一緒に**子どもを育てる。
- ・経験と育ちを**振り返り**、次の活動に**つなげる**。

●教育・保育を日々アップデートしています●

幼稚園からこども園になり大きく変わるところは、「0歳児から保育を行う」ことです。そのため、姉妹園での実習や日常の連携、園外研修・園内研修等で積極的に最新の知識を学び直しています。そして、学んだ知識や技術を保育の改善につなげ、子どもの最善の利益のために学び続けています。

また、平成29年4月に改訂された『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』（乳幼児期における教育・保育についてのナショナル・ガイドライン）に基づき、0歳児から小学校就学前までの教育・保育について、また併せて小学校以降の学校教育を見据えながら学びを深めています。

小学校以降の教育も2020年度から新たな「学習指導要領」に沿った授業内容に変わり、今まで行われてきた「教師が教え授ける形の授業スタイル」から、「子ども達が主体となり、対話などを通して自分たちの考えをまとめて課題を解決していくアクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）」の考え方が、生活科を中心として合科的に授業改善の視点として盛り込まれてきています。

今までの幼児教育においても上記の考え方を踏まえて保育・教育を行ってきましたが、認定こども園になるにあたり、今まで以上に「ねらいをもった環境を用意して、遊びを中心に子ども達が主体的・対話的で深い学びにつながる教育・保育」にアップデートしています。

例えば普段の保育や行事の内容を職員が決めるのではなく、子どもたちと話し合いながら一緒に考え、より子ども達の遊びや生活を充実させるための時間を確保していきます。また、保育室や園庭などの環境も子ども達の興味・関心に働きかけるように整え、22世紀まで生きる子ども達の「生き抜く力」を育んでいきたいと考えています。

もちろん全てが子どもの思うがままではなく、発達を踏まえた指導計画に基づき、「これは子ども達の成長にとって必要な経験（活動）なのか」「その中で何が育っているのか、何を学んでいるのか」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿っているのか」という3つの視点から一つずつ見直し改善していくとともに、「釜井台幼稚園らしさ」とは何なのか、常に私たち自身に問い直しています。



● 教育のビジョン ～こころも からだも たくましく～

「多様で豊かな“体験”」を通して、バランス良く「からだ」「こころ」
「自分で考え行動する力」を育て、「こころも からだも たくましい」
子どもを育てる教育を目指します。

fp

幼児期は、人格の基礎を形成するとても重要な時期です。そして、その基礎が大きく豊かでしっかりしたものであればあるほど、将来の可能性が広がります。

その「可能性の芽」を大きく豊かなもの育てるために、ひとりひとりの子どもの心の動きと発達をしっかりと見極め、寄り添い、援助していきたい。

そして、仲間と一緒に泣き、笑い、怒り、喜び、楽しみ、支え合い、認め合い、**人生を自ら切り開いていくたくましさ、困難に出会っても最後まであきらめないしなやかな心、人を思いやるやさしさ、周りの人たちに感謝の気持ちを持つ、そういう人になってもらいたい。**

認定こども園 釜井台幼稚園の保育教諭ひとりひとりが、そんな思いを胸に、**目の前にいる笑顔の子どもたちの将来を見据えながら、日々の教育を行っています。**

● 建学のコンセプト ～3つのキーワード～



釜井台幼稚園を創立した初代理事長・園長 山崎健三は、小学校・中学校の体育教師として、子どもたちの育ちに情熱を持って深く関わってきた人でした。戦前からずっと続いた教員生活が終わりを迎える頃、「もっと子どもたちの育ちにに関わりたい」、「41年間の教員経験を生かしたい」と強い思いを持つようになりました。やがてその思いは「自分は一生子どもたちと一緒にいたい」と、残りの人生を幼児教育に捧げる決意に変わっていきました。

昭和51年(1976年)開園当初、釜井台幼稚園は、鬱蒼と木々が茂る森に囲まれた一軒屋で、園庭にはうさぎやキジが遊びに来るような“森の幼稚園”でした。

そのうち道路や宅地が整備され、住宅が建ち始め、開園当初からすると周囲の環境や社会状況は劇的に変わりました。しかし、創立以来変わらず守り育ててきた思いがあります。

それは初代理事長の教育者としての長年の経験と思いから生まれた3つのキーワードです。



この3つのキーワードを柱とした教育のもと、初代理事長の想いを受け継ぐ教職員と、保護者の皆様の協力によって育てられた子どもたちは、令和5年度には 6,559 名となりました。

●教育の特色●

認定こども園 釜井台幼稚園の3つのキーワードを基に、当園の教育の特色をご説明します。

01 からだをつくる

私たちは、子どもたちの将来を考えたとき、まず何よりも「体が丈夫で健康であって欲しい」と願います。丈夫な体を持っていれば、将来の選択肢がさらに広がり、豊かで幸せな人生を送る基礎となるでしょう。そのためには、幼児期から積極的に体を動かし、**運動することの楽しさを味わうことが大切**です。

1. 幼児体育専門講師による「体育指導」

初代理事長は体育教師でしたので、子どもたちの体力を育てることを第一に考えていました。そのため開園当初から幼児体育専門の講師と連携し、子どもの発達に配慮しながらその運動能力を伸ばすだけでなく、体を動かす楽しさ・喜びを味わえるようなプログラムを考え指導してきました。また、体育指導を通して、**協調性や最後まであきらめずにやり抜く心**も育てています。



2.遊びの中の環境設定



例えば、高低差や起伏のある場所をつくることで、遊ぶうちに自然に体幹が育ちます。ドングリや食べられる木の実、花壇や畑を作ることで旬の食べ物がわかったり、虫が来て命の不思議を感じたり、遊びにそれらを取り込もうとします。水・砂・土・泥・植物・生き物などの環境に自ら働きかけることで、興味・関心・好奇心・探究心・試行錯誤を育みます。また既存の遊具は、他園には無いスケールとデザイン、ダイナミックに遊べる要素を兼ね備えています。特に高さ 2m40cmと3mの二つのクライミングウォールは子どものチャレンジする意思とあきらめない意欲を育てます。誰でも遊べる遊具だけでなく、ちょっと難易度が高い遊具を設置することで、子どもの危険回避能力と身体をバランス良く発達させる力を育てるねらいも持っています。それ以外にもログハウスのある第2園庭・みどりの広場、園の畑、2つの姉妹園の庭、病院の森、近隣の公園など豊かな環境を活用し、様々な体験・経験を通して健康な体と心を育てていきます。

3.ケガは子どもの権利です

かわいい子どもにできるだけケガをさせたくない。それは、親心であり、私たちも同じ思いです。しかし、同時に「ケガは子どもの権利」だと私たちは考えます。

上記にあるように、園の設備には様々な配慮をし、過去のケガの事例を教職員全員で検討し、常に改善を図っています。しかし、それでも小さなケガは日常です。私たちは考えました。どこまで改善すればよいのでしょうか？どこまでやれば子どもたちはケガをしなくなるのでしょうか？園だけが安全でも一歩外に出れば危険がいっぱいなのではないのでしょうか？



安全な保育とは、子どもを危険から遠ざけることではありません。子どもにとって一番危険なのは、「体験が無くて自分が置かれている危なさを知らないこと」です。「自分で自分の身を守る力＝危機回避能力」を遊びの中で育てることは、子ども時代に必要な体験だと考えます。子どもは自分の力に応じて、小さな危険を経験することで、自らを守る感覚や力を養い、やがてそれは大きな事故やケガを防ぐ力になります。私たち大人は、子どもの前に落ちている小石を、子どもがつまずく前に一生拾い続けることはできません。であれば、つまずかない様に気を付けて歩く知恵や工夫を養い、つまずいても（失敗しても）自分の力で立ち上がる力を養うことが教育であると考えています。

02 ところをみがく

1. 人と関わる力を育てる



こども園は、人生で初めて出会う“社会”“子どもたちの世界”です。その中で芽生える様々な感情、泣いたり、笑ったり、怒ったり、うれしくなったり…。自分の思いを相手に伝えるため、子どもは言葉や体を使って表現する方法や社会性を、友だちや教師との関わりの中で学んでいます。そして、お互いの思いを受け止め、共感する、反発する、折り合いをつけることができるようになり、コミュニケーション能力を高めながら、仲間との絆を深めていきます。私たちは、子どもの思いを読み取りながら、「時には寄り添いながら一緒に考え、時には離れて見守る保育」を心がけています。

2. 認められる経験

「あなたがいてくれて本当にうれしい」、「生まれてくれてありがとう」、「あなたが大好きだよ」。そんな思いを言葉で伝えていますか。赤ちゃんの頃からそう言われて育った子どもは、「自分はかけがえのない大切な存在」「愛されている存在」なんだと実感するようになります。

逆に否定的な言葉を繰り返しかけられると「自分はダメな存在なんだ」「必要とされていないんだ」と自分を否定的にとらえ、自分だけでなく他者を信じることができなくなります。

自分という存在にかけがえのない価値があると自覚することを[自己肯定感]と言います。そして**自分が大切にされていると感じる子どもは、「自信」「困難を乗り越える力」「自分を励ます力」「思いやり」「やさしさ」などを持てるようになります。**



生きる力の根っこは、温かい関わりと言葉、認められる経験を乳幼児期にどれだけ積んだかということが大切であり、それが今後の人生に大きな影響を及ぼす重要なファクターの一つであると考えています。

3. できる?できない?それってそんなに重要?



まず私たち大人が受け入れなければいけないことは、まだまだ出来ないことが多いのは当たり前、個人差も当然あるということです。「できる」ということだけを重視すると、その過程でゆっくり進む子や、なかなかできない子は評価されにくい。私たち大人がそのことを否定的にとらえると、子どもはそれを感じ取り、自分でやろうという意欲を失うばかりか、そのことを嫌いになり自ら進んで

取り組もうとしなくなります。できる子と同じようになるために、できない子はものすごく努力をしなければならぬ。私たちはその努力を、苦労を、頑張りを認めていきたい。何かができるようになるには、子ども自身が選び取り、大人ができるだけ手を出さずに長い目で見守ることが重要です。「出来た」「出来ない」に一喜一憂するのではなく、長い目で子どもの育ちを見守っていきたいと考えます。

また、出来ないことが出来るようになるには、今出来ていることを認め伸ばし、認められる喜びを経験することで、苦手なものにもチャレンジしようという意欲を芽生えさせることも大切です。私たちは、子どもが本来持っている力を引き出し、長所や短所を含めてありのままの自分を好きになれるよう「認めて伸ばす保育」を心がけています。

4. センス・オブ・ワンダー ～ドキドキ!ワクワク!する経験を!～

私たち大人が子どもの感性や意欲を育てる時、どのように関わったら良いのでしょうか。ある時出会った本に、幼児期の子どもの内面を育てるためのヒントが、わかりやすく美しい言葉で書いてあったので紹介します。

本の名前は、「センス・オブ・ワンダー」。著者はアメリカの海洋生物学者、レイチェル・カーソンさんです。著者が幼い子どもと一緒に自然を探索した体験をもとに書かれたエッセイで、子どもたちと自然の中に出かけ、神秘さや不思議さに目をみはる感性を育み、分かち合うことの大切さを伝えています。

もしもわたしが、すべての子どもの成長を見守る善良な妖精に話しかける力をもっているとしたら、世界中の子どもに、生涯消えることのない「センス・オブ・ワンダー＝神秘さや不思議さに目を見はる感性」を授けてほしいとたのむでしょう。

「知る」ことは「感じる」ことの半分も重要ではないと固く信じています。子どもたちがであう事実のひとつひとつが、やがて知識や知恵を生みだす種子だとしたら、さまざまな情緒やゆたかな感受性は、この種子をはぐくむ肥沃な土壌です。幼い子ども時代は、この土壌を耕すときです。美しいものを美しいと感じる感覚、新しいものや未知なものにふれたときの感激、思いやり、憐れみ、



賛嘆や愛情などのさまざまな形の感情がひとたびよびさまされると、次はその対象となるものについてもっとよく知りたいと思うようになります。

そのようにして見つけた知識は、しっかりと身につきます。消化する能力がまだそなわっていない子どもに、事実をうのみにさせるよりも、むしろ子どもが知りたがるような道を切りひらいてやることのほうがどんなにたいせつであるかわかりません。

レイチェル・カーソン著、上遠 恵子訳「センス・オブ・ワンダー」新潮社

(※本文より一部抜粋)

「不思議さや神秘さに目を見張る感性」、簡単に言えば「ドキドキ!」「ワクワク!」

「これなんだろう?」「不思議だな?」「面白い!」「もっとやりたい!」「もっとしりたい!」・・・

私たちは子どものこんな想いを大切にしたいと考えています。

そして大人になっても持ち続けられ、きっと豊かな人生を送ってくれると信じています。

私たちは、子どもの興味・関心を広げ、感性を刺激し、「意欲を育てる保育」を心がけています。

03 自分で考え行動する力を育てる

私たちは、遊びや生活を通して、『自分で考え行動する力』が身に付く様、きっかけづくりや環境の設定などを通して、子どもの興味・関心に働きかけ、意欲を持って取り組み、自分でどうしたら良いか考え、工夫し、行動し、遊びを通した学びを深めるよう促しています。

そして成功した時は一緒に喜び、その頑張りを認め、失敗したときは、一緒に悔しがり、その努力を認めて、次への意欲が持てるよう援助していきます。

1. 考えるって楽しい 難しいって面白い



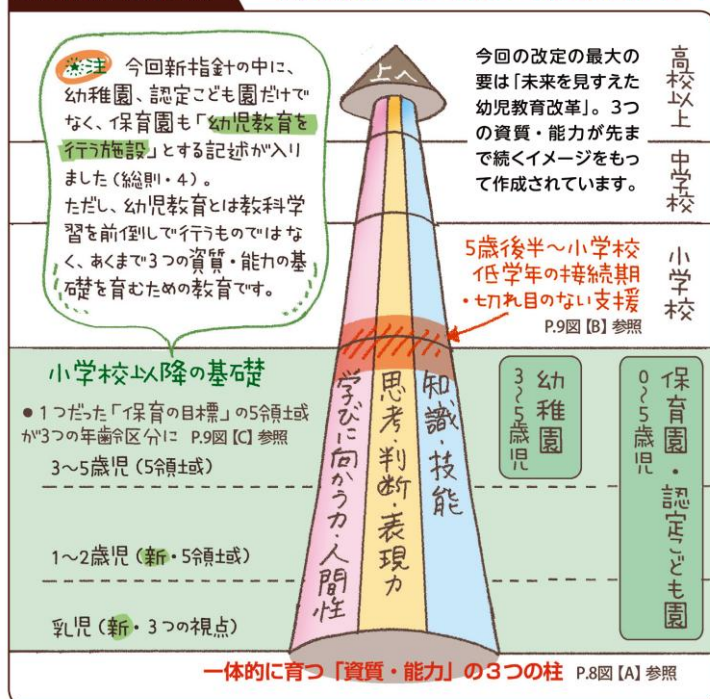
子どもは「ああ、楽しかった!」という経験をした時、「またやりたい!もっとやりたい!」という意欲につながります。楽しさは、子どもが自ら考え、チャレンジする原動力になるのです。

先生に決められた 1 日だけの活動ではなく、毎日子どもたちが主人公になって、自分たちの遊びや生活をデザインしていく。そのような「明日へつながる保育」はとても面白く、話し合ったり、気づいたり、試行錯誤したりする経験を重ねる中で、小学校以降の教育やその後の人生につながる「学びの芽生え」が育っていきます。

子どもたちは遊びや生活の中で、失敗したり、つまずいたり、試行錯誤を繰り返しながら、そのプロセスを楽しみ取り組みます。誰にでも得手不得手があるので、「できた、できない」「早い、遅い」などの結果ではなく、子どもが自分で考える・試す。その過程・プロセスの中で今後の学びや人生を支えていく力が育つと考えます。

●「育みたい資質・能力」 予測困難で変化のスピードが速い未来を生きる子ども達のために

3つの資質・能力とは？ 幼児教育に関する指針・要領改定ポイント



●「知識及び技能の基礎」

豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする。

●「思考力、判断力、表現力等の基礎」

気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする。

●「学びに向かう力、人間性等」

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする。

この「3つの資質・能力」は乳幼児期に遊びや生活の中でその基礎が育まれ、小学校以降の教育だけでなく生涯を通して育まれていきます。

では乳幼児期において、それはどのように育まれていくのでしょうか？

→適切な環境や保育者等の関わりの中「遊び」や「生活」の中で育まれていきます。

幼児期に育みたい3つの資質・能力の柱 (図[A])

「3つの資質・能力は勝手に育つ」のではなく、適切な環境設定や、保育者の応答的な関わりによって育っていきます。

〈3つの資質・能力のイメージ〉



● 「主体的・対話的で深い学び」

主体的・対話的で深い学び

実際にその資質・能力を育むための手法とされるのが「主体的・対話的で深い学び」。今回保育指針には書かれていませんが、これはすべての保育・教育施設で共有されるべき概念です。



- **主体的**：自分からやろうとすること。同時にそこに見通しを持ち、遊びを振り返ること。
- **対話的**：自分以外の誰かの考えを取り込みながら、自分もまた考えを出すこと。
- **深い学び**：「なぜ」「どうやって」が入ってくるような活動の中で生まれるもの。物事の本質に迫る、その理由を考えるということ。

変化のスピードが速く予測困難な社会となる未来において、たくさんの知識を持っているだけでは、活躍が難しいと言われています。これからの時代は、**答えの出ない問いに対し、自分なりの考えを持ち意見を言える力、周囲の人たちと協力して問題を解決していく力が求められていきます**。こうした力を身に付ける為、遊びや生活の中で「主体的・対話的で深い学び」につながる保育を心掛けています。

「主体的・対話的で深い学び」というのは、「アクティブ・ラーニング（能動的な学習）」のことで、2020年より全ての小学校以降の教育でも授業改善の視点として導入されています。簡単に言うと私たち大人が子どもの頃受けた先生が教えることで知識を得ていく受け身の授業スタイルに加えて、子ども達自身が協力して課題に取り組み、その中で友だちと対話し、試行錯誤しながら最適解を探していく学習スタイルが取り入れられています。

実は、園での遊びや生活の中で「主体的・対話的で深い学び」が既に長年行われています。子どもの遊びは学びの芽生えであり、経験の積み重ねや気づき、試行錯誤などが、小学校以降の教育につながる重要な役割を果たしています。

● 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

「幼稚園や保育園って、ただ遊んでいるだけだよな」。「文字とか数とか幼稚園で教えてくれるのかしら」。「小学生になった時に授業についていけるのかしら」。きっと皆さんの中にはそのように思ってしまう方も多いと思います。

例えば文字。当園では年長で書き方ノートなどは使いません。その代わりに遊びや生活の中で、「書きたい!」「読みたい!」と思えるような活動や環境を意図的に用意しています。園の目標としては、就学前に、「自分の名前が読める、書ける、好きな絵本が読める」としており、「そのくらいできたら困らないと思います」「書き順などはまかせてください」などと小学校の先生とも共有できるようになってきました。まずは、文字や数に興味を持つ。自分の考えや思いを話せる。相手の話を聞ける。乳幼児期は**理屈ではなく、遊びや生活の経験・体験の中で文字や数への概念や興味が無意識に育っていくことが大切**と考えます。

乳幼児期の教育・保育は決して学校の授業の先取りではありません。しかし、わかりづらく伝わりにくいので、**乳幼児教育で私たちが育って欲しいと思っているものを10の姿で表現**しました。※下記イラスト参照。

この姿は幼児教育と小学校をつなぐものであり、学習の基礎となるだけでなく、その後の人生の基礎になります。私たちは、5歳児の終わりごろまでにこんな姿が見られると良いなと意識しながら、1人1人の発達に配慮し、ねらいや指導計画に基づいて日々の保育を行っています。

幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」(図[B])

幼児期の育ちが上まで続いていくことをイメージしやすくするために、今回、小学校との接続期・幼児期の終わりまでに「育ってほしい10の姿」が5領域から書き出されました。

〈「10の姿」の例〉

1 健康な心と体 あの木の果 取りたい! 毒あるかな? ヒョーン!	2 自立心 自分で この箱を 台にしよう オモッ	3 社会性 いっしょに! サンキュ	4 道徳性・規範意識の芽生え え? それ 取っているの?
5 社会生活との関わり 兄ちゃん はマズイ って 言ったよ 食べられる かな?	6 思考力の芽生え つまり 食べたって いうこと? だから 毒じゃない よね?	7 自然との関わり・生命尊重 あ、鳥が 食べてる! フンした!	8 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 木の 名前 あった! カンボク ホネ だっ
9 言葉による伝え合い 先生!「カンボク」 木で鳥が... へえ、フンの中には きつとタネが...	10 豊かな感性と表現 としや	★これらの10の姿は到達目標ではなく、保育の振り返りの足がかりにしたり、小学校の先生と共有するための言葉 育ってるよね? 支援の過不足は なかったかな?	

● 社会情動的スキル・非認知能力



～「あきらめずに粘り強く取り組む力」、
「試行錯誤して工夫する力」「人と協力
する力」は、子ども時代に育つ～

粘り強く取り組む力は、幼児期に「心情・意欲・態度」という言葉で表される「学びに向かう力」のことです。

難しいことにもあきらめずに挑戦する、粘り強くやり遂げようとする、友だちと協力しながら頑

張る、というような力。これを「社会情動的スキル」または「非認知能力」と呼びます。

この非認知能力は 4 歳ぐらいからぐんぐん伸び始め、幼児期に大きく育まれます。逆に言えば大人になってからは身につけることが難しい脳の働きで生理的メカニズムです。この力を育む為には、2 つのポイントがあります。

一つは「やりたいこと」であるということ。

子どもは自分のやりたいことを実現する為に意欲を持って、粘り強く取り組むようになっていきます。例えば泥団子。ピカピカにするために 2 時間以上も磨き続けます。

もう一つは、「自分の気持ちを調整すること」ができるということ。

飽きてきたり、嫌になったり、疲れてきた時に自分を励ます力です。例えばコマ回し。何度やっても上手く廻らない、でも廻したい、そんな時、「もうちょっとだけやってみよう」「あとちょっと頑張ってみよう」と、自分を奮い立たせています。そしてその気持ちを支えているのが周りの友達の応援や保育者・保護者の見守りや励ましです。この記憶や経験の積み重ねが、大人になって困難な状況に直面した時に諦めずに立ち向かえる力になるのです。

私たちは、これからの社会・未来を生きていく子どもたちに、この乳幼児期にしかできない体験を積み重ね、より良い未来の創り手となるために必要となる『資質・能力の基礎』を育てていきたいと考えています。

いつまでも子どもを愛し続け、見守り続け、支え続け、助け続けてあげたい。それが親の思い。でも子どもはいつか親の元から巣立っていきます。

それならば、これからの社会・未来を生きていく子どもたちの将来を見据えて、人生を支える力を乳幼児期の今から育てていきたいと考えています。

その為に私たちにできることは、1 人 1 人の発達を理解し、しっかりと子ども達の興味・関心・思いに寄り添い、適切な環境（ヒト・モノ・コト）を通して、子どもが主体的に活動する場と時間と仲間を保障することです。

そして、それはどちらかというと、大人が教え授けるよりも、子ども自身が主体となって身につけていくものだと考えています。

●『愛情豊かに、応答的に関わる』

●『生まれた時から人権を持つ一人の人間として尊重する』

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期です。

また長年の様々な研究・調査から、「0・1歳の頃の愛着関係・応答的な関わりが将来に非常に大きな影響を与える」ということがわかってきました。

0・1歳の時期は、周囲の大人から愛情をたっぷり注がれ愛されている実感を持つことが大切です。その為には、**愛情豊かに、応答的（子どもの気持ちに温かく答える）**に関わり、子どもが安心して“初めての世界（社会）”に関われる環境を作ること。

子どもは、安心し信頼できる大人との関係を基地として、身の周りにある人やモノ、自然などに興味・関心を持ち、自ら関わるようになっていきます。

その姿を温かく見守り、気持ちに共感していくことで、人が人として豊かに生きていくための様々な能力の基礎が培われていきます。それが人への**基本的信頼感、社会性の発達、情緒の安定、自己肯定感、学力の定着に繋がり**、人生を支える糧となります。

そして当たり前のことですが、**生まれたばかりの赤ちゃんも憲法で保障された基本的人権を持つ一人の人間として接する**。それを忘れないことが重要です。

子どもは子ども自身の人生を生きる権利があり、それは親の思い通りにいくものではありません。親や周囲の大人は、子どもを愛おしみ、その成長を願い、信じて寄り添い、一人の人間として自立できるよう側で励ましながら見守る存在です。

また、子ども時代に適切な環境（ヒト・モノ・コト）のなかで遊び込み、仲間と一緒に生活する中で、自ら人生を切り開く力（生き抜く力）の基礎が培われます。

0・1歳児は、ゆるやかな担当制をとっています。保育者一人に対し子ども3名程のユニットを組み、食事の介助・着替え・排泄の世話など、「自分が困った時に頼れる大人はこの人」と子どもがわかりやすいようにしています。ユニットは月齢・興味・関心・登園時間等を勘案し決めていきますが、固定ではありません。

これは人への基本的信頼感が育つ0・1歳児の時期ならではの取り組みで、将来の情緒の安定に繋がります。



●チームティーチング

当園では、「自分のクラスの子どもたちだけではなく、他のクラス・他の学年の子どもたち全員を、教職員全員で愛情を持って育てていこう」というスタンスのもと教育を行っています。

担任する子どもたちはもちろんですが、それ以外の子どもたちとも積極的に関わるよう心掛けています。

また、担任以外の職員室や補助の先生たちも、経験と専門知識をもとに、子どもたちや担任の先生たちを積極的にフォローしています。

Ⅰ. 園概要

学校法人やまざき学園 幼保連携型 認定こども園 釜井台幼稚園

〒329-1104 宇都宮市下岡本町4548-4 TEL 028-673-0238 FAX 028-673-0372

E-mail: info@kamaidai.ed.jp HP: http://www.kamaidai.ed.jp

開設日	平成 31 年 4 月 1 日	認可定員	365 名	利用定員	290 名
理事長	山崎 直子		園長	山崎 英明	
実施する事業の種類		早朝保育 預かり保育 延長保育 特別支援教育			
自己評価・第三者評価		職員による教育・保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、保育・教育及び保護者支援の質向上に努めています。外部評価は今後実施予定です。			

園児数・クラス数・職員配置状況(令和7年4月1日現在)

学年・クラス名	利用定員 (1号150) (2・3号140)	1号 認定	新2号 新3号 認定	2号 3号 認定	園児数	最低 配置 基準	担任	副担任	1クラス の園児数
5歳児 うめ・もも・ さくら・りんご	1号認定45 2号認定32	49	1	49	99	25:1 4	4	4	24~25
4歳児 きく・ひまわり・ たんぽぽ・ちゅうりっぷ	1号認定45 2号認定32	34	0	52	86	25:1 4	4	4	21~22
3歳児 すみれ1・2・3	1号認定45 2号認定31	25	1	44	70	15:1 5	3	3	23~24
満3歳児・2歳児 つばみ1・2	1号認定15 2・3号認定18	(18)	0	22	22 (40)	6:1 7	4	3	11~20
1歳児 ふたば	3号認定15			17	17	6:1 (3:1) 3 (6)	3	2	17
0歳児 まめ	3号認定12			4	4	3:1 2	3	2	4
合計	290	108 126	2	188	298 316	25	21	18	

※満3歳児(1号認定)は5月以降、誕生日翌月から順次登園。赤字は満3歳児全員が登園開始した数

※2・3号認定園児数÷2・3号利用定員数=1.34(134%)

クラス編成について

- ・0歳児は1クラス、1歳児・2歳児は2クラス、年少3クラス、年中・長4クラスになります。
- ・2歳児クラスからは複数クラスになるので、毎年クラス替えがあり、担任も子どもも変わります。
- ・クラス替えをする時の基準は、認定区分・男女比・月齢・発達・性格・通園方法・進学先(年長)等がバランス良くなるよう担任・主幹が協議し、園長が承認しています。

令和7年度 教職員一覧 令和7年4月1日現在（教職員 64名）

外部委託：栄養士・給食調理員 7名、幼児体育専門講師 2名、産業医 1名、嘱託医 2名、薬剤師 1名、特別支援 1名

役職	氏名	職務内容・その他
理事長・副園長	山崎 直子	運営管理・人事・会計・補助金
園長	山崎 英明	運営・保育管理・人事・会計・補助金
副園長	山崎 かおり	理事長・園長補佐・総務・ICT・行政調査・補助金・防災
事務長	吉澤 恵子	会計・労務管理
事務	佐藤 公彦	事務（経理、労務管理、庶務、採用、補助金、メンタルヘルス、労働環境改善）
	永澤 美穂	事務（会計・庶務・給食）
	是澤 紗恵子	事務（経理・庶務・給食）
	軽部 裕子	事務（経理・庶務）
庶務・預かり・延長	高木 富子	
預かり・延長	大谷 友子	
早朝・預かり・延長	西山 真理	
早朝・給食	吉田 成子	
看護師	星 真理子	保健・衛生管理、食物アレルギー、感染予防対策
主事（ぞうバス）	古口 信行	運転管理、園内清掃・整備、修繕
主事（りすバス）	富田 江美	運転管理、園内清掃・整備、修繕
主事（さるバス）	佐藤 正行	運転管理、園内清掃・整備、修繕
バス添乗	青戸 ちえみ	育休中
バス添乗	齋藤 麻美	
バス添乗	青柳 きらら	
主幹保育教諭	手塚 雅子	保育指導管理・特別支援・保護者支援・相談援助
	佐藤 祥代	保育指導管理・未就園児親子教室・保護者支援・相談援助
副主幹保育教諭	植木 好子	保育指導・特別支援・保護者支援・相談援助
	五味渕 智美	保育指導・預かり保育・実習生・保護者支援・相談援助
幼児体育専門講師（外部委託）	松本 英将	(株)こども体育研究所
	大湊 晃介	
給食栄養士・調理員（委託）	7名	(株)宮食
嘱託医（内科）	遠藤 秀樹	遠藤小児科
嘱託医（歯科）	五十嵐 三彦	いがらし歯科クリニック
学校薬剤師（嘱託）	須藤 美江子	須藤薬局
産業医(委託)	黒田 敏男	黒田内科・循環器科
特別支援コーディネーター (委託)	間宵 克弘	特別支援教育研究所凸 DECO 代表



令和7年度 クラス担任・副担任

R7.4.1

【主幹保育教諭】 てつか まさこ 手塚 雅子（特別支援・教育相談） さとう さちよ 佐藤 祥代（未就園児子育て支援・教育相談）

【副主幹保育教諭】 うえき よしこ 植木 好子（特別支援・預り保育・教育相談） ご みぶち ともみ 五味 渌 智美（特別支援・預り保育・教育相談・教育実習担当）

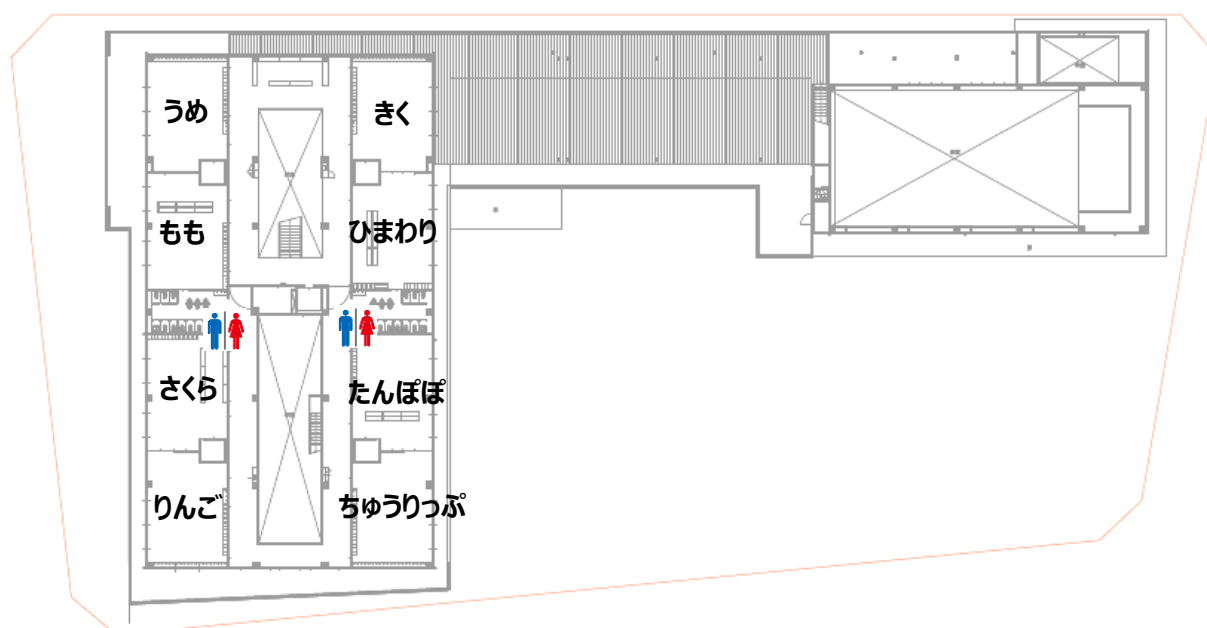
学年	クラス (人数 R7.4～R8.3)	職員配置
0 歳児 4 名	まめ (4～12 名+α)	【担任】 さいとう さおり 斎藤 佐織《副主任》 にしむら ありさ 西村 愛莉沙 いちかわ りな 榎市川 梨奈 【副担任】 なかい ゆい 中井 結衣
		【看護師】 ほし まりこ 星 真理子《0・1 歳児フォロー》担当：保健衛生、食物アレルギー
1 歳児 17 名	ふたば (17 名+α)	【担任】 かわの まゆ 河野 麻佑《主任》 ながしま なな 永嶋 菜々 やまもと なえ 山本 なえ 【副担任】 きくち たかこ 菊地 賢子《副担任リーダー》 ほそい はるな 細井 晴菜（～7/22 産休・育休復帰）
2 歳児 満 3 歳児 22 名	つぼみ 1 (11+9=20 名)	【担任】 ふじさわ ゆりあ 藤澤 ゆりあ《副主任》 おがわ ゆき 小川 有紀（6/8～産休・育休取得） はまつか あやか 濱塚 紋伽（7/26～産休・育休取得） かたやま ちあき 片山 千晶（～6/22 産休・育休復帰） 【副担任】 おおの じゅんこ 大野 淳子《副担任リーダー》
		【副担任】 いがらし なおみ 五十嵐 直美《2 歳児フォロー》
	つぼみ 2 (11+8=19 名)	【担任】 おだ まゆみ 織田 麻友美《主任》 わたなべ ゆりな 榎渡邊 結莉菜 かんの みお 菅野 仁穂（～11/12 産休・育休復帰）、※ことりぐみ兼務 【副担任】 さかもと ようこ 坂本 陽子
	2・3 号+1 号=クラス在籍数	
年少・3 歳児 70 名	すみれ 1 (12+12=24 名)	【担任】 もがき みこ 茂垣 美心《副主任》 【副担任】 あおき かなこ 青木 加奈子《副担任リーダー》
	すみれ 2 (10+12=23 名)	【担任】 むらかみ はるか 村上 遥香 【副担任】 さき きょうこ 佐々木 祥子
	すみれ 3 (11+13=23 名)	【担任】 やまぐち まな 山口 真奈《副主任》 【副担任】 ほりえ のりこ 堀江 典子
	2・3 号+1 号=クラス在籍数	
年中・4 歳児 86 名	きく (14+8=22 名)	【担任】 あらい れな 荒井 玲奈《主任》 【副担任】 おおた よしえ 太田 良江
	ひまわり (14+7=21 名)	【担任】 すずき めい 鈴木 芽衣 【副担任】 てしま ゆい 手嶋 結
	たんぽぽ (11+11=22 名)	【担任】 おおしみず みき 大清水 美希《副主任》 【副担任】 ふじた かおり 藤田 香織
	ちゅうりっぷ (15+6=21 名)	【担任】 ふくしま じゅり 榎福島 珠莉 【副担任】 たかはし りさ 高橋 里紗《副担任リーダー》
	2・3 号+1 号=クラス在籍数	
年長・5 歳児 99 名	うめ (9+15+1 (新 2) =25 名)	【担任】 ふじかわ みう 藤川 美羽 【副担任】 たけだ おりえ 竹田 織絵
	もも (12+13=25 名)	【担任】 かわだ ゆうり 川田 有理《主任》 【副担任】 いいだ さおり 飯田 さおり
	さくら (12+13=25 名)	【担任】 みやした ゆうり 宮下 友里 【副担任】 ひび あやこ 日比 紋子《副担任リーダー》
	りんご (14+10=24 名)	【担任】 たかの ゆな 高野 悠菜《副主任》 【副担任】 つじ かなこ 辻 加奈子
	2・3 号+1 号=クラス在籍数	

★満 3 歳児は 5 月以降、誕生月の翌月から登園開始。

1 階見取り図



2 階見取り図



2. 認定区分について

	認 定 区 分	内 容
満3歳以上	1号認定 ・教育標準時間	お子様が <u>満3歳以上で、教育のみを希望される場合</u> 。 例：専業主婦家庭の満3歳以上から年長の子ども。
	新2号認定	「幼児教育の無償化」に伴い、1号認定児でありながら、2号認定相当の条件に当てはまる場合、2号認定児とほぼ同等の保育が利用可能となりました。
	2号認定 ・保育標準時間 ・保育短時間	お子様が <u>満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、教育と併せて保育を希望される場合</u> 。 例：両親共働きなどの理由で、満3歳以上で保育所等に預ける必要がある子ども。
満3歳未満	3号認定 ・保育標準時間 ・保育短時間	お子様が <u>満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合</u> 。 例：両親共働きなどの理由で、満3歳未満で保育所等に預ける必要がある子ども。

◎詳しくは、宇都宮市役所ホームページ「令和〇年度教育・保育施設等の入所申込」を検索、「令和〇年度教育・保育施設等入所のご案内」を参照。



3. 開園日及び休園日

	認定区分	利用可能曜日・時間	休園日
満3歳以上	1号認定 教育標準時間	月曜日～金曜日 8:30～14:00(～18:00) ○預かり保育(ことりぐみ)別料金 14:00～18:00 ※長期休暇中は、原則利用不可。 特段の事情のある場合要事前相談 ○「早朝預かり保育」は利用不可。 特段の事情のある場合要事前相談。	①土曜日・日曜日・祝日 ②行事の振替休園 ③臨時休園 降雪、豪雨、自然災害・感染症拡大防止等 ④長期休園 ※預かり保育条件有 夏季:7月下旬から8月下旬 冬季:12月下旬から1月上旬 春季:3月下旬から4月上旬
	新2号認定 教育標準時間	月曜日～金曜日 (7:00～)8:30～14:00(～18:00) 早朝預かり保育(7:00～8:30)別料金 預かり保育(14:00～18:00)別料金 ※土曜保育・延長保育は利用不可	①土曜日・日曜日・祝日 ②年末年始(12/29～1/3) ③登園自粛協力要請 降雪、豪雨、自然災害・感染症拡大防止 お盆前後・年末年始・職員研修等
	2号認定 ①保育標準時間 ②保育短時間	月曜日～金曜日 ①7:00～18:00(～19:00) ※延長保育(別料金) ②8:00～16:00(～19:00) ※早朝預り保育 7:00～8:00 別料金 ※預かり保育 16:00～ 別料金 ※延長保育 別料金	①日曜日・祝日 ②年末年始(12/29～1/3) ③登園自粛協力要請 降雪、豪雨、自然災害・感染症拡大防止 お盆前後・年末年始・職員研修等
満3歳未満	3号認定 ①保育標準時間 ②保育短時間	土曜日 ①7:00～18:00 ②8:00～16:00 ※土曜保育を利用するにあたって、両親共土曜日就労かつ預かる人がいない等の条件有。事前問い合わせ、面接、勤務証明書提出が必要。 ※利用料は保育料に含む。	



4. 利用時間、早朝保育・預かり保育・延長保育

区分	保育料に含まれる利用時間	早朝保育・預かり保育・延長保育 時間と料金
Ⅰ号認定 新２号認定 教育標準時間 １０時～１４時	基本利用時間： １０時～１４時 （４時間） ８時３０分から登園可能。	早朝預かり保育（おひさまぐみ） ７:00～8:30 場所：ランチルーム 料金：４５０円／１回 ※新２号認定児のみ ※Ⅰ号認定児は利用できません。 但し、特段の事情のある場合は事前にご相談ください。 ※7:00以前の園舎内への立ち入りはご遠慮ください。
	午前保育：１１時降園 ※始業式・１学期最初の５日間、	預かり保育（ことりぐみ） １４:00～ １８:00 場所：前半：各保育室 後半：ランチルーム 料金： ① １４:00～１７:0０ ６００円／回 ② １４:00～１８:00 ７００円／回 ③ １１:00～１８:00 １,０００円／回（午前保育） ＊おやつ代 １５０円／回 ＊午前保育の給食費 ①Ⅰ号認定児は別途徴収 ②新２号認定児は給食費に含む ※当日１２時までにお申し込みください。 ※長期休園時（夏・冬・春）の預かり保育有（原則お仕事をしている方のみ）。長期休園前に申込案内配布。 ※新２号認定児は１８時までの利用。「延長保育」利用不可。
	「新２号認定」早朝預かり保育・預かり保育は、日額４５０円上限が無償化対象。	
２号・３号認定 <u>保育標準時間</u> ７時～１８時	Ⅰ日の最長利用可能時間：ⅠⅠ時間 例 ・就労時間：月１２０時間以上の方（主にフルタイム就労を想定） ・出産予定日前後２ヶ月最大５カ月の方 ・保護者が疾病・負傷・精神もしくは身体に障がいを持っている方 ・災害復旧にあたっていること ・虐待やDVのおそれがあること	延長保育（ふくろうぐみ） １８:00～１９:00 場所：ランチルーム 料金：３００円／１回 ３,０００円／月 ※１９:00には園舎内より退出していただきます。 ※定期利用希望の方は、早めに申し込みください。 ○急な利用の際は、１８時までにご連絡ください。 ※お迎えの時間が１８:00を超えた場合、自動的に延長保育料金が発生となりますのでご注意ください。
２号・３号認定 <u>保育短時間</u> ８時～１６時	Ⅰ日の最長利用可能時間８時間 （主に育休中・パートタイム就労を想定） 例 ・月６４時間以上１２０時間未満の方 ・求職中の方 ・育児休業中で保育を利用している お子様がいて継続利用が必要であると認められた方。 ※ほぼ毎日早朝預かり保育または１６時以降の預かり保育を利用される方は、ご相談ください。保育標準時間にできる可能性があります。	早朝預かり保育（おひさまぐみ） ７:00～8:00 場所：ランチルーム（年少以上）、ふたばⅠ（０～２歳児） 料金：３００円／回 ※7:00前の園舎内の立ち入りはご遠慮ください。 ※前日１２時までにお申し込みください。 （当日朝のお申し込みはできません）
		預かり保育（ことりぐみ） １６:00～１８:00 場所：年少・年中・年長保育室 ０・１・２歳児：ふたば 午後４時３０分以降はランチルーム 料金：１５０円／３０分毎
		延長保育（ふくろうぐみ） １８:00～１９:00 場所：ランチルーム 料金：１５０円／３０分毎 ※当日１２時までにお申し込みください。 ※１９:00には園舎内より退出していただきます。

5. 園生活 1 日のイメージ

0・1・2歳児			3・4・5歳児		
時刻 (目安)	3号認定 (0・1歳児)	2・3号認定 (2歳児)	1号認定 (満3歳児)	新2号認定	2号認定
7:00	開園 受入れ開始 ◎0～2歳児:「ふたば」、年少以上児:「北エントランス」でお預かりします。 〇2号・3号認定児(保育標準時間) 〇早朝預かり保育(おひさまぐみ)を利用する新2号認定児 ※2・3号認定児(保育短時間):300 円/回 ※新2号認定児:450 円/回				
8:00	2・3号(保育短時間児) 受入れ開始 (早朝預かり保育を利用しない園児) ふたば		◎1号認定児が午前8時30分前に入館した場合、料金発生。※バス登園児は除く。 1号認定 受入開始 新2号認定 受入開始 (早朝預かり保育を利用しない園児) 〇登園 〇遊び(保育室・園庭)		2号保育短時間児 受入れ開始 (早朝預かり保育を利用しない園児) ランチルーム
8:30	各保育室へ移動 ◎各保育室に登園 〇遊び(保育室) 9:45 〇おやつ				各保育室へ移動 〇登園 〇遊び(保育室・園庭)
10:00	クラスの指導計画に基づく教育・保育活動				
11:30	昼食・休息				昼食
12:30					遊び
13:00	午睡の準備 絵本・紙芝居 午睡 (まめ・ふたば・つばみ) おやつ 遊び 順次降園		遊び・降園準備		
13:30			紙芝居・絵本・休息・振り返りの時間		
14:00			●降園開始(預かり保育を利用しない1号認定児) お迎えの1号認定児:ホール横ピロティ バス通園児:南エントランスよりバス乗車		
15:00			●預かり保育(ことりぐみ) 年少以上児:各学年保育室→ランチルーム・すみれ1・2 0・1・2歳児:各保育室→ふたば ※満3歳児を含む1号・新2号の利用は別料金		
16:00	これより保育短時間別料金 30分毎/150円		預かり保育(ことりぐみ) ランチルーム		これより保育短時間別料金 30分毎/150円
17:00	預かり保育(ことりぐみ) ふたば		1号・新2号は18:00終了。2・3号延長保育は別料金。		
18:00	延長保育(ふくろうぐみ) ランチルーム 300円/回 一口おやつと飲み物が出ます。				延長保育(ふくろうぐみ) ランチルーム 300円/回 一口おやつと飲み物が出ます。
19:00	閉園(土曜日の閉園時間は18:00) ※土曜保育利用者がいない場合は、土曜日は休園となることがあります。				

6. 慣らし保育

当園では、入園初日から長時間の保育は行っておりません。

見知らぬ場所で、知らない人達と生活することは、小さなお子様にとって非常に大きなストレスです。特に 0 歳から 2 歳ぐらいまでの間のお子様は、ストレスが原因で命を失うこともあります(乳幼児突然死症候群)。

想像してください。大人の場合、例えば、いきなり飛行機に乘せられ、どこだかわからない、言葉も通じない外国につれていかれ、今日からそこで生活をし、いつ迎えに来るかわからないようなもの。

できるだけお子様が不安なく過ごせるよう、年齢やお子様の状況に応じて徐々に時間を延ばし、園生活や私たち保育者や友だちに慣れていく「慣らし保育」を行っております。

入園と職場復帰が同時の場合、更にご負担をおかけしますがどうぞご理解ください。

【慣らし保育の目安】

下記は目安ですので前後することがあります。期間については、お子様の状況を見ながらその都度ご相談させていただきます。

0 歳 児：4週間程度	・最初は、9時または10時からの1時間からスタート。 年少児は 2 時間。
1 歳 児：3 週間程度	・その後、1～2日毎に、低年齢児は30分から、2歳児以上は1～2時間の幅で時間を延ばしていきます。
2 歳 児：2 週間程度	・食事と睡眠が安心してとれるかが目安になります。 ・9時から16時まで不安なく過ごせるようになると慣らし保育完了。
3 歳以上児：1 週間程度	※0・1歳児は、お子様と一緒に昼食をとりながら、ご家庭での調理や食事の様子をヒアリングさせていただきます。

○慣らし保育が完了するまで、原則「早朝保育」「延長保育」「土曜保育」の利用はできません。

○2 号認定・3 号認定で入園をされる方は、職場復帰の1ヶ月前の入園をご検討ください。丁寧に慣らし保育をしてから、職場復帰することをオススメします。

○入園前・職場復帰前に職場の方に「慣らし保育があること」、「低年齢児は体調を崩しやすく、急なお迎えが多いこと」などを伝えておくと思います。

○1 号認定(年少)での入園は、4 月の入園式の後の次の登園日から 5 日間午前保育(11 時降園)になります。

7. 土曜日保育

土曜日の開園時間は、7:00から18:00までです。

通常の職員体制とは異なり当番制となりますので、次の条件を満たされている方のみの利用となります。

【利用条件】

○2 号認定・3 号認定のご家庭。※1 号認定・新 2 号認定は利用できません。

○両親共に土曜日出勤で、且つ近隣に祖父母等がおらず支援を受けられない方。

○0～1 歳児は、離乳食が完了されている方。※早めにご相談ください。

○「勤務証明書」の提出と園長（副園長・主幹保育教諭）との面接で必要とみなされた方。

○前月 10 日までに「土曜保育利用申請書」を提出された方。※事務室にあります。

- * 土曜日にご両親どちらかの勤務がお休みの際は、特に事情が無い限りご利用できません。
- * 土曜定期保育利用者の方で、勤務が平日お休みになる方は、お子様と一緒に過ごす時間を大切にしていた
きたい為、お子様と一緒にお休みくださるようお願いしております。
- * 1 回のみ利用や特別なご事情がある場合は、ご相談ください。（園長・副園長まで）
- * 事前申込が無い場合は、土曜保育の利用をお断りします。（前月 10 日までに申請をお願いします。）
- * 土曜日に提供する食事は、調理員が一人のため、焼きそばやうどんなど簡単に大量調理できるものが多く
なります。
- * 利用児が少なく 3 歳以上児のみの場合、調理委託をしている「宮食」本社で調理したものを外部搬入
することがありますので予めご了承ください。

園内研修・入園式・卒園式など土曜日に行事を行う際、利用をご遠慮いただけると助かります。

8. 園児の服装・持ち物

(1) **全ての持ち物に記名**してください。

【3 歳未満児（まめ・ふたば・つぼみ）】

- ① 私服です。汚れても良い服をご用意ください。
- ② 園児服・体育着・カバン、ハサミやノリなどは 3 歳児クラス（年少）進級時に購入していただきます（申込・
サイズ合わせ等は、年少進級前の 2 月頃を予定）。
- ③ 持ち物等は各クラス担任が入園時・年度当初等、その都度ご説明します。
- ④ おむつは名前を書いたおむつを補充していただき、使用済みは園で処分します。
- ⑤ 午睡（お昼寝）の際は、コット（簡易ベッド）を使用します。布団はいりません。バスタオル等をご用意い
たできます。

【3 歳以上児（年少以上）】

- ① 登園時は、園指定の体育着上下・園児服・園児帽を着用。
 - ・登園後、園児服を脱ぎます。
 - ※遠足・運動会などでは無地ハイソックス
 - ・ご家庭で、**“自分で服を脱ぐ、たたむ、着る練習”**を
 - ※袖を持って脱いだり、裏返しをなおす、など
- ② 園庭用の外靴をご用意ください。1 週間に 1 度持ち帰ります。
 - ・靴は、運動しやすく、自分で履け、サイズの合ったものをご用意ください。
 - ・上履きは白のバレエシューズ。
 - ・外靴・上履きどちらにも必ず名前をハッキリ書く。

- ③ 園児服・体育着両方の左胸に胸章を。(裏側も必ず記入)
- ④ 通園コースワッペン^①は、園児服の右肩に(衣替え後は体育着に)。
※ワッペンの色は、コースの色、番号はバス名簿の番号

(2) 持ち物の留意点

- ① ハンカチ・ティッシュには、必ず油性ペンで名前を書く。
- ② 園で使わないものは持たせない。(おもちゃ・シール・ゲームなど)
- ③ 持ち物全部に名前を書く。
- ④ カバンの中は、毎日必ず見る。
- ⑤ 園からの配布物はよく読んで捨てずに保管。汚れた着替え、水筒・タオル・エプロン・お箸セットなどは毎日洗ってください。
- ⑥ カバンにつけるキーホルダーは、1つ程度(小さい子が口に入れてしまうのでしっかりつけること)。
※記名の無い持ち物は、園で紛失しても見つからないことがあります。

9. 基本的生活習慣

- (1) 早寝・早起き(遅くとも9時までには寝ましょう。睡眠は脳と体を育てます)
- (2) 朝食を必ず食べる(朝食は1日を元気に過ごすためのパワーの源!)
- (3) 毎日洗面・歯磨きを(仕上げ磨きを忘れずに)
- (4) 登園前にトイレに行く習慣をつけましょう
- (5) 元気にあいさつと返事をしましょう
- (6) 「おしっこ」「うんち」「でちゃった」など、先生に言えるようになる

10. 登園・降園の際の留意点

◎新2号・2号・3号認定のお子様を預けられる時間は、「就労時間 + 往復の通勤時間」です。

早朝にお子様を園に預けて家に戻り家事をする、お迎えの前に家事や買い物をする等の時間は含みません。なお、お迎え後は速やかにお帰り下さい。特別なご事情がある場合はご相談ください。

○欠席又は遅刻の際は、「コドモン保護者アプリ」で、当日7時30分までにご連絡ください。

7時30分以降は電話連絡をお願いします。その際、理由もお伝えください。

○朝、お子様の体調やお迎え時間の変更など、連絡事項がある場合は、「コドモン保護者アプリ」に書き込むか、職員に伝言、電話で必ずお伝えください。

○「2号・3号認定・新2号認定のお子様」で、保護者が平日に勤務をお休みする際は、お子様と一緒に過ごす時間を大切にしていきたい為、お子様もお休みしていただけるようお願いしております。但し、健康上の理由や保護者の方がリフレッシュなど、ご事情がある方は、ご相談下さい。

◎車で送迎される方は、交通ルールを守り、近隣の方の迷惑にならないようご配慮ください。

特に交差点での一時停止と左右の安全確認、歩行者がいる場合は停車又は最徐行にご協力ください。

○長期に休む場合は必ず事前に担任までご相談ください。無届けて20日以上休むと保育の必要が無いとみなされ解除(退園)になる場合があります。※2号・3号認定児

(1) 登園

◎0歳・1歳・2歳児クラスのお子様は直接お部屋までお連れください

①送りの方は9時前後に登園してください。9時30分には自動ドアのセンサーを切ります。

② 送り・欠席の時は、電話・「コドモン保護者アプリ」とも7時30分までに連絡。

③早朝預かり(7時00分から8時30分まで)の間に登園される方は、年少以上児は「ランチルーム」でお預かりします。その際、ランチルームまで送らなくても結構です。もし一人で行けない場合は、お近くの職員にお声がけください。

④年少未満児は、「ふたばぐみ(1歳児保育室)」までお連れください。その際必ず職員に声をかけてください。

⑤8時30分以降に登園される3歳以上(年少以上)のお子様は、保育室まで送らなくて結構です。もし、一人で行けない時は、お近くの職員にお声掛けください。

⑥つばみ・ふたば・まめのお子様は、必ず保育室までお連れください。

⑦送迎の際、連絡事項がある場合は、近くの職員または事務室にご伝言ください。担任に直接伝えたい場合はその旨お伝えください。

⑧保育中は担任に電話を取り次げないことがあります。その際は、電話に出た職員に伝言を頼んでください。

⑨駐車場が混み合いますので、お子様を送った際は、速やかにお帰り下さい(園庭では遊べません)。

(2) 降園(お迎え)

①1号認定児は、通常午後2時から午後2時30分にホールにお迎えに来てください。

※午後2時10分頃までは駐車場が混雑します。

②ホールでのお迎えの際は、ピロティから入り園庭を通して東側通用口(公園側)から抜けるウォークスルー方式で行っています。

③駐車場が混み合います。お迎えの際は、速やかにお帰り下さい。

④お迎え後園庭では遊べません。

⑤0・1・2歳児(2号・3号)は直接保育室にお迎えに行ってください。

⑥預かり保育を利用している年少以上児は、北エントランスで職員にお声がけください。遅い時間は中までお入りいただいて結構です。

誘拐事故防止のため、IDカードなし、連絡なしのお迎えは厳禁

(3) 自動ドア

○園児の飛び出しや一人で園外へ出てしまうなど、事故防止のため、園舎から退出する際、自動ドアは自動では開きません。左手(事務室側)壁の「解錠ボタン」を押してください。

○解錠ボタンを押す際は、必ず大人が押してください。子どもには押させないでください。

○自動ドアが開いたら必ずお子様と手をつないでください。

○他のお子様が一緒に出ないように注意してください。

○自動ドア付近での立ち話はお止めください。センサーが反応し、ドアが開いたままになってしまい大変危険です。

○木製内扉のカギを必ずかけてください。

○不審者の侵入を防ぐため、9時30分から13時30分の間、自動ドアのセンサーを切っています。その際は、右手壁に「解錠」するために数字を入力するテンキーがありますので、そちらに「12345」と入力していただくか、インターホンを使用してください。

11. バス利用について

○登降園時のバス利用は、「原則1号認定児のみ利用可能」です。長期休業中は運行しません。

○2号認定児の登降園時のバス利用は原則できません。但し、バスが通るルート上で時間が合えば利用可能ですので、バスコースを編成する前(1月上旬)までにご相談ください。

○臨時のバス乗車はできません。

○年度途中の通園方法変更はできません。

○決められたバス乗降場所以外での乗降はできません。

*出産・病気・転居・ご家族の入院やご不幸など、特別な事情の際は、ご相談ください。

【バスの乗り降り】

(1) 乗降場所まで、必ずご家族が送り迎え。(IDカード着用)

(2) 園児と手をつないで乗車順(ワッペンの番号又は名簿順)に並んで待つ。

(3) 園児より小さいお子様は、必ず手をつなぎ絶対に目と手を離さない。バスに近寄らない。

(4) 送り・欠席の時は、電話・「コドモン保護者アプリ」とも7時30分までに連絡。

(5) 余裕を持って、早めにバス停に出る。※3分待ってこない場合は発車します。

・到着時間は、天候・事故・渋滞・その他で多少前後することがあります。その際は自宅電話または携帯電話にご連絡します。

・バスの乗降場所は許可を得てご厚意のもと使用させていただいています。迷惑をお掛けしないようお願いします。

(6) 連絡がなく、バス停にお迎えがいない場合、事故防止の為、園に連れて帰ります。その際は、園までお迎えに来ていただきます。

(7) バスに乗車せず、臨時お迎えに変更する際は、園に電話、または、朝、バス添乗の職員に伝えてください。

※お子様からの伝言は確実ではないため、受け付けません。

(8) 地震・降雪・台風・豪雨などの自然災害や感染症による学年閉鎖及び臨時休園時など安全な運行が保証できないと判断した場合は、運行を中止することがあります。

(9) 運転手が急な体調不良で運転が出来ない場合も運行を中止することがあります。その際は、送迎となりますのでご了承ください。

12. 幼稚園の駐車場(安全第一・譲り合い)

- ◎園周辺は「キッズゾーン」です。速度を抑え「徐行運転」をお願いします。
 - ◎特に駐車場の出入り及び駐車場内では「最徐行運転」をお願いします。
 - ◎「歩行者優先」です。車が停まってください。
 - ◎駐車場・道路の通行・横断の際には、必ず手をつなぎ、左右を確認してください。
- 保護者の方が責任を持って、お子様の安全に気を配ってください。
- 送迎の方は、ご用が済みましたら速やかにお帰りください。
 - 駐車場・道路での長時間の立ち話は、近隣住民の迷惑になり大変危険ですのでお止めください。
 - 盗難事故防止のため、車から離れる時は必ず鍵をかけてください。また貴重品は持ち歩くよう心掛けてください。
 - 車内にお子様だけを残して、車を離れないでください。
 - 園駐車場でのトラブルは原則当事者同士で解決願います。サポートが必要な際は、事務室にお声がけください。

【使用可能な駐車場】

- 第1駐車場（ピロティ北、ログハウス南）
 - 第2駐車場（北エントランス前）
 - 第3駐車場（みどりの広場北、ログハウス北）※職員駐車場です。お迎え時 15 分のみ駐車可。
 - 保育園エントランス前駐車場 ※お迎え時 15 分のみ駐車可。
- ◎園舎西側は職員駐車場ですので絶対駐車しないでください。
- *行事の際の駐車場は、その都度プリント等でご案内します。
- *近隣住宅・アパート・店舗前またはその駐車場、保育園北側駐車場への駐車はしないでください。

13. ID カードの使い方・園児の安全管理

- 保護者への確実な引き渡し・不審者対策のため、ID カードを使用しております。
- 送迎・バス乗降の際、保護者の方は必ず ID カードを首から見えるようにかけてください。
- 各家庭に2枚配布します。
- なお、祖父母分として追加、紛失・再発行の際はケース 200 円、中身 50 円です。
- 以下の場合に使用いたしますのでよくお読みください。ご協力をお願いします。

(1) 園内に入る時(送迎・行事・課外教室など)

- *園内に入出入りする際は、必ず首にかける。
- ID の提示が無い場合は、園内への立入をお断りすることがあります。
- ID を忘れた方は、職員に声をかけてください。
- *行事など 2 名以上のご家族が来園する際は、必ず ID を持っている人と同伴をお願いします。

(2) 園バス乗降時

※ バスの到着直前に首にかけ、お子様を受け取ったら外してください。

＊ ID を忘れてご家族と確認できない場合、お子さんをお渡しせず、園に連れて帰ることがありますのでご注意ください。

＊ 通常お迎えに出ている方とは別の家族（例：祖父母など）がお迎えに出る際は、その方に ID を渡し、朝の乗車時にバス当番の先生に伝えるか、電話でご連絡ください。

(3) ID カード Q&A

①朝も ID カードを身につけないといけませんか？

→ ぜひお願いします。保護者と不審者の区別がハッキリします。

②ずっと首にかけっぱなしじゃないとダメですか？

→園内に入って出るまで必ず首にさげてください。

→バスを待っている間、誰が見ているかわかりません。バスが到着する直前に首にかけ、カードが裏返っていないか確認してください。バスが発車したら外してください。

③課外教室や預かり保育のお迎えの時も着けていた方が良いですか？

→その方が安心です。ぜひお願いします。

④忘れた人はどうしますか？

→バス：確実に保護者と確認できればお渡しします。

但し、ID 忘れが続く場合は、お子様の安全に責任を持てませんので、バスのご利用をお断りさせていただくことがあります。

→**園への送り迎え：**

登園時、もし ID を忘れたら、近くの職員か職員室に「〇〇組の××です。ID を忘れてしまいました」と声を掛けてください。

降園時、お迎え担当の職員または、事務室に「〇〇組の××です。ID を忘れてしまいました」と声を掛けてください。家族である確認ができればお渡しします。

⑤急用で、他の家族に ID カードを渡せない時は？

→まずは園にお電話ください。その際、本当にご家族からの電話かどうか確認させていただく事があります。

14. 給食

食事は、健康な心と体を育て、生きる力の源として、非常に重要です。食習慣の基本やマナー、調理や食材への関心や感謝の気持ちを育みます。

【3歳未満児】 昼食…主食（パン、ご飯、めん類など）・副食（おかず・デザート）

おやつ 10時・3時

【3歳以上児】 昼食…主食（パン、ご飯、めん類など）・副食（おかず・デザート）

おやつ 3時

- (1) 当園の給食は、(株)宮食に長年委託しております。宇都宮市内の幼稚園・保育園・認定こども園などを中心とした給食調理は長年の実績があり、栄養士が必要栄養摂取量を計算の上、栄養のバランスを考えたおいしい献立を提供しています。
- (2) 調理員は栄養士を含めた7名がローテーションで調理を行っております。
- (3) 当園には、ランチルームがあります。他のクラスと一緒にバイキング形式の給食をランチルームで食べます。
- (4) 次月の献立を前月にお配りします。食べたことがない食材がないか必ずチェックし、ご家庭で試してください。特に0・1・2歳児の保護者の方は、アレルギーがまだわからない場合もありますので念入りにチェック願います。
- (5) アレルギーが心配な方は、かかりつけ医に相談し、ご家庭で極少量からお試しの上、むくみやかゆみなどに注意して様子を観てください。
- ① かかりつけの医師が開業している時間帯に試す。
 - ② 他のご家族がいらっしゃる時に試す。
- (6) アレルギーをお持ちのお子様は事前に必ずご相談下さい。医師記入の「生活管理指導表」に基づき除去食・類似食等の対応をいたします。入園時・誕生日を目安にご提出いただきます。
- ※0歳、1歳児は、アレルギーの状況、食の進み具合によっては、2歳児クラスになるまでお弁当をお願いすることがあります。
- (7) 医師から「極微量でアレルギー反応が誘発される場合（下記参照）」に該当する対応が必要と指示された場合は、安全な給食提供が困難であるため、家庭からお弁当の持参をお願いすることがあります。まずは「生活管理指導表」をご提出いただきご相談させてください。
- ①調味料・だし・添加物の除去が必要。
 - ②製造ラインや、調理道具・食器の共用などコンタミネーションレベルでの配慮が必要。
 - ③揚げ油の共用ができない。
- (8) 「集団給食施設届出」を宇都宮市保健所に届出済みです。保健所の指導監督の下衛生管理を行っています。調理員・低年齢児の保育教諭・園長・主幹教諭は毎月検便を行っております。
- (9) 安心・安全のため、市場から購入した検査済み食材を使用しております。また食材の細菌検査や放射性物質測定を定期的に行っております。
- (10) 当園では、「未食（食べたことが無い食材）」原則対応は致しません。事前に献立を確認しご家庭で食べさせてください。ご心配な方は、上記(4)～(6)をお読みいただき担任にご相談ください。止むを得ず対応する場合でも 3 か月を目安とし、それ以降は食べたことが無い食材が給食で出た場合、提供できないこともありますのでご注意ください。

15. 着替え・汚れた・濡れた衣類の取り扱い

(1) 着替え

当園では0歳児から3歳児（年少）のみ全員着替えを用意していただいています。なぜならまだ排泄の失敗が多かったり、食事や外遊びの際に汚れないように自分で気をつける、というのが難しいからです。それ以外の学年は、必要に応じて着替え（私服可）を持ってくるようにお願いしています。

(2) 汚れた・濡れた衣類の取り扱い

①泥汚れ

汚れが酷い場合のみ、ざっと手洗いをしてお返しします。洗剤を使った洗濯はご家庭でお願いします。

②排泄物（小便・大便）嘔吐物・排泄物（水様便・下痢）※使用済みおむつは園で廃棄します。

- ・ウイルス等が大量に含まれ可能性がありますので、感染拡大防止のため危険物として処理します。
- ・ビニール袋に2重に入れて、そのまま持ち帰ります。

《家庭での処理方法》

*汚れた衣類や寝具類は、汚物を十分に落とした後、0.02%に調整した塩素系漂白剤に30分程度つけ置きし、85℃以上の熱水に1分以上つけ置きします。その後、他の衣類等と分けて最後に洗濯します。

子どもは水遊びや泥遊びが大好きです。1年を通して、盛んに水遊び・泥遊びをする子どもが多く、汚さず、濡らさず、気をつけて遊ぶということがなかなかできません。年少児は、多い時に1クラス10人以上着替えさせる日もあります。そんな時は、せっかくの子どもとゆっくり関わる時間が短くなったり、絵本や紙芝居が読めなかったりして、残念な気持ちになることがあります。

そこのお願いです。少しの汚れや濡れた衣類を洗濯せず持ち帰ることをOKしてください。

全身泥だらけといった衣類はできるだけすすいでお返しします。時間が経つとなかなか汚れが落ちにくくなるといったことも承知しておりますが、何卒ご理解いただけますようお願いいたします。

衣服の汚れは、いっぱい遊んだ証拠。子どもは遊ぶのが仕事です。

怒らずに誉めるぐらいの気持ちでお願いいたします。

16. 健康上の留意事項

(1) 感染症対策として、以下の条件に当てはまる園児の登園を禁止しています。

職員も同様です。

- ①37.5度以上の発熱や風邪の症状がある場合。
- ②解熱後24時間を経過していない、咳等の呼吸器症状が改善傾向ではない場合。
- ③毎日朝の体温を「コドモン保護者アプリ」でご報告いただけない場合

(2) 発熱・腹痛・下痢・嘔吐など、体調の悪い時の無理な登園は、病気を悪化させ、他の園児への感染の恐れがありますので、絶対にお止め下さい。

(3) 登園前に必ず体温・健康状態の確認を行って下さい。

・お子様の健康状態に不安がある時は、「コドモン保護者アプリ」、登園時に口頭やまたは電話でお知らせください。(電話連絡はできるだけ午前7時 30 分までに)

(4) 保育中、お子様の体調が悪化した際は、勤務先等に連絡して迎えに来ていただくことがあります。発熱時の連絡の目安は 37.5℃です。

但し、熱性けいれんのあるお子様や平熱が低かったり高かったりするお子様につきましては、異なる対応となりますのでご相談ください。また、インフルエンザなどの感染が疑われる場合は、37.5 度以下でもお迎えをお願いすることがあります。

(5) 発熱がない場合でも、嘔吐・下痢等の症状で、全身状態が悪くぐったりしていたり、顔色が青白くなるような時には、連絡をして相談の上迎えに来ていただくことがあります。特に、年齢の低いお子様ほど急変しますのでご了承下さい。

(6) 容態が急変した時、保護者と連絡が取れない場合は、お子様の身体の安全を最優先させ、当園嘱託医または近隣の医療機関での受診・処置、救急車の手配をいたしますので予めご了承下さい。

勤務先や携帯電話等つながらないことのないよう、勤務先・連絡先の変更があった場合は、必ず園にお知らせください。

(7) 毎朝、必ず朝食を食べてきてください。忙しい時は、おにぎりやパンでも構いません。食事としてお菓子類を与えることはやめてください。また、登園前に排尿・排便は家庭で済ませるように習慣づけてください。

(8) つめが伸びてないか週に1度はチェックをし、短く切ってください。

◎感染症対策として、「手洗い・うがいの習慣化」、「8時から9時の間に就寝」、「栄養バランスのとれた食事」を心がけてください。

17. 伝染性疾患について

伝染性の病気の場合は、他のお子様への感染や流行を防ぐため、すみやかに園に連絡してください。医師の登園許可が出るまでは登園停止となります。

病気が治って登園する時は、「意見書」または「登園・登校届」を提出してください。

(1) 医師が「意見書」を記入する感染症

【感染症名】

麻疹（はしか）新型コロナウイルス（SARSコロナウイルス2） 風しん（三日はしか）水痘（水ぼうそう）流行性耳下腺炎（ムンプス、おたふくかぜ）結核、咽頭結膜炎（プール熱）流行性角結膜炎（はやり目）百日咳、腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）、急性出血性結膜炎、侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

◎新型コロナウイルス感染症治療後の登園にあたって、医師が記入した「意見書」の提出は当面の間、必要ありません。（R6.4.1 現在）

但し、新型コロナウイルス感染症の登園基準は以下の通りですので、遵守願います。

- ・発症した後（発症日は0日目）翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること。
- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
- ・無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。

※登園停止解除後、発症から10日を経過するまでは、可能な限りマスク着用を推奨する（2歳未満児には求めない）。

※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。

(2) 医師の診断を受け、保護者が「登園・登校届」を記入する感染症

【感染症名】

溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、带状疱疹、突発性発しん

上記「意見書」及び「登園・登校届」はこの冊子の最後（コピーして使用）、園ホームページ→

各種様式ダウンロードにあります。また園事務室でも配布いたしております。

※集団生活であることを考慮し、早期発見、早期治療に心がけましょう

※その他の伝染病については、医師の診断や保健所の指示に従って下さい。

(3) インフルエンザ罹患時の対応について

インフルエンザに罹患し出席停止となった児童が登園する際、病状回復の確認とまん延防止の観点から、保護者には医療機関からの治療証明書の提出をいただくようお願いしてきました。

しかしながら、治療後に再度、児童及び保護者が医療機関に行くことへの不安や負担、治療証明書に係る費用負担などが課題となっていました。

そこで、市医師会等との協議を重ね、2019年度より、治療証明書に替わる「インフルエンザ経過報告書」を活用することとし、発症後の体温の経過などを保護者に記録いただき、学校保健安全法施行規則により示されているインフルエンザの登園停止期間である「発症した後5日、かつ、解熱した後2日を経過（幼児においては3日）」したことを保護者が確認した上で、登園の際に教育・保育施設に提出することとしました。

なお、インフルエンザ以外の感染症に罹患し、登園停止となった児童が登園する際については、これまで同様、意見書または治癒証明書により対応いただくようお願いいたします。

「インフルエンザ経過報告書」取得方法

- ①お医者さんでもらう
- ②園ホームページ 各種様式ダウンロード からダウンロード ※QRコード
- ③園事務室でもらう



18. 与薬について

与薬は医療行為にあたるため原則、医師・看護師・保護者が行うものです。園での与薬は国の見解では認められておりますが、慎重に取り扱う必要があります。

風邪などの感染性疾患にかかり、継続して薬を服用するということは、「治療が必要である」ということであり、「他の子どもに感染する可能性がある」ということです。

当園では、感染症の流行・拡大防止のため、体調が回復するまで家庭で安静にし、療養をお願いしています。また、過去風邪の流行時期に 1 クラス 10 人以上与薬依頼があり、担任が一人一人確認して飲ませるため時間がかかり、保育に支障がでたことがありました。

上記の理由により、当園では原則、下記の例外を除き、与薬を行いませんのでご了承ください。下記以外の理由で、与薬が必要な際は当園看護師または事務室にご相談ください。

【例外】

慢性疾患（心臓疾患・気管支喘息・てんかん・小児糖尿病・アトピー性皮膚炎・熱性けいれん、食物アレルギー感染症、花粉症など）その他既往症など、医師の診断により治療のため園での与薬が必要であると指示がある場合に限り、保護者の依頼と了承を得た上で行います。

なお、与薬をする際は「与薬依頼書」の提出をお願いしております。

○園に薬を持たせる時は、「与薬依頼書」に必要事項を記入・捺印し、薬の処方のコピーと一緒に 1 回分の薬を持たせてください。

○お預かりする薬は、「医師から処方された薬（1 回分）のみ」（処方のない薬はお預かりしません）。

◎容器・袋に、クラス名・園児名を記入してください。

※熱性けいれん・アナフィラキシーなどを発症し、緊急に与薬しなければならない時は、その都度保護者の方へ連絡し指示に基づき対応します。

※病院を受診された時に医師に朝夕 2 回の薬の処方が可能かご相談ください。対応していただける場合があります。

依頼された薬の服用及び塗布等が原因の副作用及び事故などに対し、

当園は一切の責任を持ちません。ご了承ください。

19. 健康診断及び嘱託医等について

園では内科健診、歯科検診、尿検査を年2回、身体測定を毎月実施いたします。

(1) 内科健診・歯科検診

年2回、嘱託医が検診をします。

結果は受診後お伝えします。児童票（日々の成長記録）、健康診断表、おたより帳に記載します。

(2) 身体測定

毎月、身長・体重の測定を行います。年2回胸囲の測定をします。

結果は測定後お伝えします。児童票（日々の成長記録）、健康診断表、おたより帳に記載します。

※ その他、乳幼児の体調面でご心配なことがありましたら事前に御相談ください。

(3) 嘱託医

内科嘱託医		歯科嘱託医	
名称	遠藤小児科	名称	いがらし歯科クリニック
院長名	遠藤 秀樹	院長名	五十嵐 三彦
所在地	宇都宮市御幸ヶ原町 224-10	所在地	宇都宮市下岡本町 4552-14
電話番号	028-660-5200	電話番号	028-673-6661

(4) 学校薬剤師

名称	須藤薬局
薬剤師	須藤 美江子
所在地	宇都宮市中岡本町 3740-16
電話番号	028-673-4341

(5) 外科的処置が必要な際は、下記の病院を受診しております。※嘱託医ではありません。

名称	さはら整形外科	院長名	佐原 吉大
所在地	宇都宮市中岡本町 3710-82	電話番号	028-671-2205

・容体の悪化・急変等の場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとる、救急車を呼ぶなど必要な措置をとります。

・保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園の判断でしかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

20. 虐待は絶対にしてはいけません

虐待は絶対ダメです。しつけという名目での体罰もダメです。例え保護者でも法律で罰せられます。虐待の可能性が疑われる場合、電話連絡・家庭訪問等でお子様の無事を確認させていただくことがあります。併せて宇都宮市子ども家庭支援室（028-632-2788）または中央児童相談所（028-665-7830）に通告させていただきます。なお、お悩みの方は園長にご相談ください。

***虐待かな…と思ったら児童相談所虐待対応ダイヤル「☎189」**

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

21. 緊急時・非常災害時の対策

- ・火災・地震などを想定した避難消火訓練（月1回）を実施。
- ・不審者対応訓練を定期的（2～3か月）に実施。
- ・ALSOKの警備員による不定期巡回を実施。
- ・警察・消防通報装置、警察・消防直通電話、警備会社通報装置・監視カメラを設置。
- ・AED（自動体外式除細動器）を常備（事務室）。
- ・専門業者による各種設備点検を定期的の実施。

消防計画作成 （変更） 届出書	宇都宮市中央消防署 平成31年3月届出			
	防火管理者	氏名 山崎 英明		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・消火器・消防通報装置・防火壁及びシャッター、避難袋			
避難場所	第1避難場所	園庭	第2避難場所	釜井台やすらぎ公園
	第3避難場所	つながるほいくえん 釜井台	雨天時	ホール つながるほいくえん釜井台 （岡本特別支援学校）

◎緊急時・非常災害時の対応方法◎

震度5弱以上の地震や特別警報発令時などの災害の際には、「コドモン保護者アプリ」または当園ホームページで情報発信いたします。お迎え・自由登園・登園自粛要請・臨時休園となることがあります。

【強い揺れの地震が発生した時の対応】

震度5弱以上の強い揺れの地震があった場合の園の対応をまとめました。必ずご家族全員でご確認ください。

○災害時、どのような対応をされるか、日頃から話し合ってください（誰が、どのような手段で、どのくらいの時間で迎えに行くのか、ご家族の連絡方法、集合場所など）。

○非常持ち出し袋、3 日以上（1 週間推奨）の食料や水の備蓄、停電への備えなどをご家庭で用意することを強くお勧めします。

震度	保育時間中	登降園中	登園前	備考
震度5強以上	お迎え ※1	【園バス】 運行を中止し、安全確認後、園に向かう →お迎え ※2 【送迎】 安全な場所に避難※5	臨時休園・登園自粛	コドモン保護者アプリで送信。 緊急預かり有り ※3
震度5弱			・自宅待機または安全な場所へ避難。 ※5	
震度4以下	避難・安全確認後、保育を継続 ※4	【園バス】 安全確認後、運行を継続 【送迎】 安全を確認し、登降園	各家庭で判断	コドモン保護者アプリは送信しません。

※1:①保護者自身の安全の確保 → ②報道等で宇都宮市の震度を確認 → ③落ち着いて安全を最優先しながら園に迎えに来る。→ ④担任または、同学年の教師にお迎えに来た事を必ず伝え、名簿チェック後、降園。

*回線状況によってはすぐにメールが届かないことがあります。メールが届かなくてもお迎えに来てください。

*迎えに来られない場合は、その旨を園に連絡するよう努める。家族以外の人にお迎えを頼む場合も同様。

※2:地震発生時は、安全な場所に停車し、園児の安全確保を行い、園と無線で状況確認しながら、送迎途中であっても運行を中止し、園に向かう。必要であれば教職員が応援に向かう。バス利用園児のご家族は園に迎えにくる。

※3:行政機関・警察・消防・医師・看護師・ライフライン関連等のエッセンシャル・ワーカーの皆様、どうしても勤務せざるを得ない状況の方、特別な支援が必要なお子様、及び特別な事情のある方のみお預かりします。但し、建物や電気・水道などのライフラインの損壊が認められ、保育者の数が確保できない、安全性が確保できない時は、お断りすることがあります。

※4:建物及びライフラインが損壊した場合、登降園時間に変更になる、急なお迎えをお願いする、臨時休園になることがあります。

※5:お子様が、登園していない場合、お子様の安否を園に連絡してください。

◎行事などで保護者が大勢いる際は、職員の誘導に従って、落ち着いて避難してください。その際、まず子どもの避難を最優先とし、その後、大人が避難となります。

◎園外保育の時、安全を確認後、バスで出かけている際は、園に戻るか、最寄りの避難場所（公共施設または小中学校等）へ避難します。その際はメールで連絡し、どちらかにお迎えに来てもらいます。

【台風接近・暴風・積雪時の対応について】

- ① バスの運行が難しい場合、または自家用車での送迎が危険であると判断した場合、1号認定児に限り、臨時休園、登園時間を遅らせる、早めのお迎えをお願いする、バスの運行を中止し送迎のみとさせていただくことがあります。

その際の判断は、前日または当日早朝に「コドモン保護者アプリ」、でお伝えします。

- ② 2号・3号認定児につきましては、原則お預かりいたしますが、職員が出勤できない、安全確保が難しいことが予想されますので、お休みいただく、登園時間を遅らせる、早めのお迎えをお願いするなどの安全最優先の対応にご協力いただけますようお願い申し上げます。また災害レベルの命の危険を感じる場合は、園長の責任において臨時休園とさせていただくことがあります。

【ゲリラ豪雨・大雪の対応について】

警報が発令された場合、身の安全を最優先に登園自粛の検討をお願いいたします。

今後自然災害が増え、被害規模が大きくなることが予想されています。最大限の警戒と身の安全の確保をお願いいたします。

22. 何か変更予定がありましたら早めにご相談ください

(支給認定区分・住所・勤務先・勤務時間・世帯状況・連絡先・妊娠出産及び入園申込等)

- (1) 支給認定区分、住所、勤務先、勤務時間、世帯状況、連絡先妊娠・出産及び下の子様の入園申込等、何か変更予定がある時は、早めに事務室までお知らせください。

○特に他市町村への転居を考えている場合は、事後ではなく、考えている時点でご相談ください。

書類手続きや他市町とのやり取りが必要になります。また、状況によっては一度退園扱いになったり、園に事前相談なく住民票を移してしまうと利用できなくなったりすることがあります。

◎宇都宮市に提出する書類がある場合は、事務室にて書類をお渡しします。記入した書類は、園にご提出ください。園から宇都宮市に提出します。次月から変更を反映するためには早めに申し出るとともに、その月の10日までに手続きしてください。

(1) 支給認定区分の変更

事実発生日(要件を有した(無くした)日)が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更できません。

ア 3号認定から2号認定に変更する場合(手続き不要)

年齢到達で認定区分が変更になる場合、宇都宮市より自動的に新しい認定証(2号認定証)が送付されます。

イ 就労時間等の変更に伴う認定区分(時間)を変更する場合

提出書類:「支給認定区分変更申請書」(宇都宮市指定様式)

「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労:勤務証明書等)

ウ 認定区分を変更する場合(1号認定から新2号・2号への変更)

提出書類:「支給認定区分変更申請書」(宇都宮市指定様式)

「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労・勤務証明書等)

*イ・ウについてはその月の10日までに園に提出 翌月から変更となります。

(2) 住所・世帯構成・保護者区分の変更

提出書類:「変更届」(宇都宮市指定様式)

(3) 転園・退園

提出書類:「保育施設等変更申請書」、「退所(園)届」(宇都宮市書式)、「退園届」(園書式)

23. 2号・3号認定: 育児休業取得時の保育の継続について

第2子以降の出産に伴い、上のお子様の保育継続を希望される方は、事務室(園長または事務長・吉澤)

にお早めに必ずご相談ください。

職員体制や利用定員により3号での入園が出来ない場合があります。また入所書類は園経由で市に出できます。園に事前相談をせずに直接保育課に申し込まれると枠が空かずにいつまでも入園できないこととなりますのでご注意ください。

《在籍児童に係る育児休業中の継続入所について》

既に入園していた園児について、育児休業期間中(雇用主の証明する期間)は継続入所を認める(R6.10.1~)となりました。

《提出書類》

出生前: 出産予定月の確認できるもの ※下記のどちらかを提出

- ・母子手帳の表紙と出産予定日が確認できるページのコピー、
- ・妊婦健康診査受診票のコピー

出生後: 「育児休業中の保育継続申請書」※用紙は園にあります。

「育児休業期間を証明できる書類(母親の勤務証明書等)」

出生後1カ月頃までに、保育課提出となります。

24. 利用の終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

(1) 小学校に就学したとき

(2) 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき

※満3歳に到達していれば1号認定に区分変更が可能のため、継続して在園できます。

但し、定員に空きがない場合はお断りすることがありますので、お早めにご相談ください。

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

- ・当園の保育方針及び重要事項説明書に記載されている内容を遵守できない時
- ・費用の滞納が3か月以上あり、納入されない時。

※退園・転園する時、その月の10日までにお知らせください。退園届・転園届を提出していただきます。

25. 要望・苦情等に関する相談窓口

苦情受付担当者	山 崎 英 明（園長）
苦情解決責任者	山 崎 直 子（副園長）
第 3 者委員	古 口 良 夫
	沼 尾 守 夫
	生 井 兆 二

（1）苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

※第3者委員の連絡先は当園にお問い合わせください。その際は匿名で結構です。

（2）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に報告を受けた旨を通知します。

（3）苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

（4）受付方法：面接・文書・電話などの方法で受け付けます。

26. 加入している損害保険等

【日本スポーツ振興センター】

児童が園内でけがをした時、または給食等により集団的に病気（集団中毒など）にかかった時は、皆様の加入している健康保険で治療を受けていただき、保険で給付されない 自己負担分 を日本スポーツ振興センターにおいて負担します。長期の治療が必要な場合や入院・手術等が必要な場合は園にご相談ください。

○災害共済給付にかかる掛金について

施設負担額	135円	}
	350円（H31.4改定）	
保護者負担額	215円	

※ 入園時あるいは年度切り替え時に加入していただきます。

保護者負担分については、PTA 会費から日本スポーツ振興センターへ支払います。

なお、全国組織ですので、年度の途中で他の園に転園されても年度内は継続できます。

死亡見舞金	28,000千円
医療費支給対象下限額	5千円
医療費支給期間	10年間

【賠償責任保険】

(1) 保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

(2) 保険の種類 幼稚園賠償責任保険

(3) 保険金額

【施設】 園児 1 名 1 億円 | 事故 4 億円 【生産物】 園児 1 名 1 億円 | 事故 3 億円

【行事参加者にかかわる「普通障害保険」】

行事等の際、随時契約しています。掛け金は当園で負担します。

27. 個人情報保護に関する基本方針

当園では、皆様からお預かりした個人情報を、園児に対する教育効果を高める為、正当な目的に使用します。記入された個人情報は、個人情報の諸規定に基づき厳重に管理します(「個人情報に関する基本方針」を参照)。**つきましては、収集した個人情報を利用する為、別紙の「利用契約書」の記入提出をお願いします。なお、同意の無い方は、連絡・その他、園生活に支障がある場合もありますので、予めご了承ください。**

認定こども園 釜井台幼稚園 個人情報保護に関する基本方針

当園は、個人情報の重要性を深く認識し、情報の保護の徹底を図るため以下に示す方針に基づき行動します。

- ①個人情報の保護に関する法令、およびその他の関連法令を遵守します。
- ②個人情報の取得に際しては、利用目的をできるだけ特定し、保護者に通知・公表します。
- ③個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。
- ④個人情報の紛失・漏洩、および盗難防止のため安全管理措置を講じます。
- ⑤個人情報に関する問い合わせに対し、適切かつ迅速に対応できるよう体制整備に努めます。

園児や保護者の方の個人情報の取り扱いについて

1. 収集目的

当園は、皆様からお預かりした個人情報を園児に対する教育的効果を高める為、園児の在籍管理、教育活動や当園業務の適正な範囲、その他正当な目的の為にのみ使用します。なお情報収集の際に保護者の同意が必要と判断した場合、事前に利用目的などを告知し、同意を得よう努めます。なお、同意が得られない場合は、同意する者の範囲で作成、配布するなどの対処をいたします。お預かりした個人情報を利用する主な目的は以下の通りです。

- ・ 入園手続き(入園申込書)
- ・ 園児管理(保育料等の集計・バス・送迎コースの作成・卒園台帳への記入等)
- ・ クラス運営(出席簿・クラス名簿・家庭状況の把握・緊急時の連絡・配布物・郵便物・家庭訪問・個人面談等)
- ・ 園内における個人名の表示(靴箱・ロッカー等、園配布物、作品の展示等)
- ・ 健康管理(健康状況把握及び健康診断結果の収集・利用、保険、急な病気・ケガの際の連絡)
- ・ PTA活動(役員・委員・係の選出及び名簿作成)
- ・ 発表会・卒園式・卒園アルバム・文集の作成、配布
- ・ 卒園後に必要のある連絡(運動会招待状・同窓会招待状 等)
- ・ 国・県・市町村などへの補助金、各種統計調査等、提供・報告を求められる情報

- ・ 早朝保育（おひさまぐみ）、預かり保育（ことりぐみ）、延長保育（ふくろうぐみ）、土曜保育・課外教室等の管理・連絡
- ・ 未就園児親子教室（たけのこくらぶ）の管理・連絡
- ・ 園児管理システム「コドモン」を使用しての管理・相互連絡・写真等を含めた情報発信

※ 園生活で撮影された写真や園ホームページ（在園児保護者向けのクローズドページ）上の写真等は、通常、特定の個人情報
報を容易に検索できるものではない為、「個人情報」には該当しません。その為、園がそれを展示したり、園児や保護者に
提供したりする事について、個人情報保護法第 23 条の本人及び保護者の同意を求める手続きは必要ありません。

※ 個人情報の提供を頂けない場合は入園手続き及び入園後の連絡等に支障がある場合があります。

2. 第三者への非開示

当園は、以下の場合を除き、保護者の承諾無く、個人情報を第三者に開示する事はありません。

- ・ 法令の規定による場合
- ・ 園児や保護者の生命・健康・財産等の重大な利益を保護する又は公共の利益を保護する為に必要とする場合
- ・ PTA活動における役員・委員・係の選出・連絡の為にクラスの園児名・連絡先を開示する場合
- ・ 進学先（小学校）、転園先等との必要ある連絡、事務手続きの場合
- ・ 国・県・市町村などへの必要ある書類提出、報告の場合
- ・ 教育上必要のある関係専門機関との報告・連絡などの場合
- ・ 外部の保育者向け研修・保育者養成校等での講義・研究に使用するなどの場合
（写真・動画等個人が特定できない様十分に配慮します）

※ 原則として園児の個人情報に対する問い合わせには応じません。

3. 保育中撮影した動画及び写真の取扱い

- ・ 現在、園長が宇都宮共和大学で非常勤講師をしています。また、園長及び職員が保育者向けの外部研修等において講師や発表者を務めることがあります。その中で園での子どもの姿を写真や動画を使ってスライドショーで説明したり、印刷して資料として配布したりする場合があります。その際は個人が特定できないよう充分に配慮し、資料等はその場で回収します。
- ・ インターネットを利用した写真閲覧・販売システム「はいチーズ」に普段の保育・お子様の様子を当園職員が撮影した写真を年に数回 UP しています。また、当園と業務契約をしている伊東写真館もインターネットを利用し、行事等の写真を閲覧・販売しております。写真販売においては、お子様が写っている写真を他の保護者が閲覧・購入することができます。
- ・ 園児管理システム「コドモン」を使用し、当園職員が撮影した普段の保育・お子様の様子を「活動の記録（写真とコメント）」を配信しています。お子様のお写真が他の保護者宛の連絡帳、お知らせ・斉配信及び活動の記録に含まれることがあります。

◎保護者へのお願い

・ ご自身のお子様の写真等の使用を許可いただけない方は、お手数ですがお申し出ください。

- ・ SNS やブログ等への引用・転載をしたり、外部に流失させたりしないでください。他のお子様や保護者、職員の個人情報の保護にご協力ください。特に下記の 3 点にご配慮ください。
- ・ インターネットを利用した写真閲覧・販売システムに掲載した写真動画、
- ・ 保護者アプリに配信した写真・動画
- ・ 園の保育中や行事で保護者が撮影した動画・写真等をインターネットに UP する際、個人や場所が容易に特定できるもの、または犯罪に利用される可能性があるもの。

4. 個人情報の委託

当園は、園児や保護者の個人情報を以下の際、外部委託する場合があります。

なお委託先については、個人情報取り扱いの安全性確認、秘密保持契約の締結等、適切な管理を行っています。

- ・保育料引き落とし、健康診断、歯科検診、尿検査、保険、卒園アルバムの作成、「コドモン」の登録情報、・「はいチーズ」登録情報、課外教室

5. 個人情報の管理、廃棄について

当園は、園児や保護者の個人情報は、個人情報の諸規定に基づき厳重に管理します。また、必要なくなった個人情報の廃棄は、破砕処理もしくはデータの消去など厳格な廃棄処理を行います。IDカード等は年度末又は年度当初に、回収します。

6. 個人情報に関する問い合わせ

当園は、情報主体の方が個人情報の確認、訂正等を希望される場合、ご相談いただければ速やかに対応します。

個人情報に対するお問い合わせ先 認定こども園 釜井台幼稚園 個人情報管理担当：園長 山崎 英明

Tel028-673-0238 E-mail : info@kamaidai.ed.jp

28. 当園では特別な支援が必要なお子様(障害児)を受け入れています。

昔、幼稚園の頃の障害児保育は、「統合保育」でした。「統合保育」とは、障害のある子を一般的な育ちの子向けに行われている保育に入れていこうとする保育です。私が入職した時から当たり前のように行われていましたが、特別支援について学び日々子どもと接する中で違和感を持つようになりました。普段の保育や行事の際に興味が無くて参加しない子、参加を嫌がる子の様子をみて、「どうしたらこの子たちが無理なく参加できるのか」「何に困っているのか」と考えるようになりました。そして、認定こども園になってからは「インクルーシブ保育」を目指すようになりました。

「インクルーシブ保育」とは、障害の有無に関係なく、その子らしさを尊重し、どの子も主体的に園生活を送れるように、一人一人を尊重する保育です。

●私たちの心持ち

『行事(集団)に子どもを合わせるのではなく、子どもに保育を合わせる』

『支援児も含めた全ての子どもが今持っている力を発揮できるにはどうしたら良いか考え続ける』

『始められることから始め、やりながら考える、やってみて変えていくことを恐れない』

- ・この子は何に困っている？
- ・困り感を軽減するにはどうしたら良い？
- ・安心・安全に生活できる工夫はどんなことが出来る？
- ・好きなこと、良い所・得意なことを見つけ、それを伸ばす・活かす手立てはある？
- ・友だちに受け入れてもらう、認めてもらう“つながり”や“育ち合い”をつくりだせる？
- ・保護者と信頼関係を築き、思いや考えに寄り添いながら、無理せず支援をしていく。
- ・必要に応じて適時専門機関や就学につなげる。
- ・保育者は一人で悩まない。相談しながらチームで対応。

※個別支援が必要なお子様には主に副担任がついていて、見守りと必要な援助を行っています。

●発達が気になるお子様、支援が必要なお子様は入園前に必ずご相談ください。

近年、発達の遅れがある又は疑われるお子様の入園相談が増加しております。医療機関や専門機関に既に相談されているお子様、1歳6か月健康診査・3歳児健康診査等で発達の遅れ等の疑いや経過観察となって

いるなど発達が気になるお子様は、入園前に必ずご相談ください。お子様を責任を持ってお預かりするための受入れ体制作りのためにご協力ください。

なお、職員数に限りがあるため、際限なく受け入れることは出来ません。お子様の状態によっては入園をお断りすることもあります。また、入園後に必要に応じて教育相談の実施、専門機関への紹介・情報共有、診断書の提出等をお願いすることがあります。診断書は、市・県の認定と加配職員の人件費補助を頂くのに必要です。県には毎年度提出が必要であるため、毎年診断書を提出していただきます。予めご了承の上ご理解・ご協力をお願い致します。

●当園では『特別支援教育アドバイザー』に行動観察&専門的助言をお願いしています。

当園では、特別支援教育研究所 凸 DECO 間宵克弘氏に、年数回、行動観察&カンファレンス、園内研修講師、支援児を持つ親の会の助言等をお願いしています。行動観察の対象児は、診断を受けている子だけでなく、発達・行動・情緒等が気になる子など、全園児を対象としています。行動観察の許可は事前に取りません。観察の結果、専門機関への紹介や教育相談をさせて頂く場合があります。予めご了承の上、ご理解・ご協力をお願い致します。

29. 保護者アプリ「コドモン」を導入

保護者の皆様にもっと便利につながり、情報共有できる方法として、保護者アプリ「コドモン」を導入しています。入園後必ずご登録ください。

【アプリを使ってできること】

- 毎朝の検温結果の報告
- 欠席・遅刻・預かり保育の申込・登降園方法の変更
- おたより帳機能での情報共有(0・1歳児)
- 園からのお便り・感染症情報の受信(ペーパーレス化)
- 写真とコメントで保育の様子を伝える「活動の記録」の配信

※園で保育者が撮影したたくさんの写真は年に3回ネットで販売。

30. 課外教室

当園では保育終了後、外部講師による様々な「課外教室」があります。入園後、進級後に各教室より案内がありますのでそちらをご参照ください。

※園で行っている事業ではありませんので別料金です。

※課外教室については、お問い合わせを頂いてもお答えできないこともあります。その際は講師にお問い合わせください。

◆サッカー教室(ヴェルフェ矢板) 対象学年: 年中以上

「ヴェルフェ矢板」(関東サッカーリーグ1部)のJr.コーチが指導します。園庭を元気に走り回り、ボールを蹴ったりしながら、基礎体力と頑張る気持ちを育てます。男女は問いません。雨の日はホールで行います。

◆ニュープレイルーム(学研教育みらい) 対象学年: 年少以上(小学生)

学習研究社の指導で、文字や数を楽しみながら学びます。

年少・年中から卒園までのニューブレイコースと、小学 1.2.3 年生向きのスタディーコースがあります。

◆空手教室（正道会館） 対象学年：年少以上（小学生）

正道空手の基礎から応用、遊びを取り入れた稽古まで、楽しく続けられます。健康な体と精神を育てます。

◆英会話教室（バナナキッズ） 対象学年：年少以上（小学生）

幼児向け英会話の実績を持つネイティブスピーカーによる英会話教室。楽しく遊びながら自然に英語を覚えます。日本人スタッフがフォローします。

◆ヒップホップ（Takeshi Wakui） 対象学年：年中以上（小学生）

ヒップホップを中心に、いろいろなジャンルの踊りも含め、音楽にノって楽しく体を動かすことで、リズム感や自己表現力を高めます。

◆体操クラブ（こども体育研究所） 対象学年：年少以上（小学生）

子どもたちの未来のために、“こころ”と“からだ”を育みます。一人ひとりの発達に配慮し、楽しく体を動かします。

31. 園務でパソコン・タブレット・携帯電話・トランシーバーを使用しています

保育者が業務でパソコン・iPad・スマートフォン・トランシーバーを使用しています。これは、出欠席管理・記録・計画の作成等、または園内の情報共有に使用しています。

業務効率化し、より子どもに向き合う時間の確保を図っています。

32. 下記の物品のご寄付をお願いしています

お願いする際は、その都度お知らせします。

(1) ペーパータオル (200 枚入り・ビニール包装)

年少・年中・年長は 2 個、ふたば、つばみは 1 個

(2) ボックスティッシュ まめ・ふたば：2 個、つばみ 1 個

(3) ぞうきん 1～2 枚 年少・年中・年長

33. 入園式について

(1) 「入園式」への参加は年少（3 歳児）進級時のみとさせていただきます（参加は任意）。

①各年度の 5 月以降入園する 0～2 歳児（満 3 歳児含む）は、入園月の「慣らし保育期間中」、または「保育参加」（入園月又は翌月）の際に「入園お祝い会」をクラスの園児と担任と保護者の方で行います。

※「満 3 歳児で入園のお子様」は、各年度 5 月以降に正式な入園となりますので、「翌年度入園式」に参加となります。

②年少（3 歳児以上）の途中入園児は翌年度の「入園式」参加をご案内いたします（参加は任意）。

34. 下記の小規模保育所と連携しています

小規模保育事業施設とは、少人数で主に 0 歳児から2歳児を対象とした保育園です。下記の事業所は当園と連携しており、小規模保育施設を卒園した際は、当園において継続した利用が可能です。

No.	園名	住所	電話番号	定員
1	ころぼっくるの森保育園	岩曾町 1166-1	612-4411	19
2	ゆめキララ。保育園ゆいの杜	ゆいの杜 7 丁目8-5	680-4013	12
3	ゆめキララ。保育園ひらいて	平出工業団地 30-18	612-5400	19
4	北総警保育センター まもるーむ不動前	不動前 1 丁目3-17 あんしんかんカルチャーセンター1 階	614-1188	12

35. 保育料の無償化

「幼児教育・保育の無償化」についての詳細は、宇都宮市ホームページで御確認ください。

トップページ > 暮らし > 子育て > 保育 > 幼児教育・保育の無償化

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kosodate/hoiku/1018637/index.html>



【無償化の項目】

項目	対象	金額
利用料(保育料)	3歳以上児 0~2歳児の住民税非課税世帯	無償
	0~2 歳児クラスの第 2 子以降 (R6.4~)	
預かり保育料	保護者が保育を必要とする事由に該当する場合(新 2 号認定)。	日額 450 円を上限に利用料無償 月額 11,300 円を上限に利用料無償
	満 3 歳児の市町村民税非課税世帯は、月額 16,300 円まで無償化されます。 保護者の方はこれまで通り預かり保育の利用料を園に支払い、後日園を通して宇都宮市へ請求書を提出することで、市から指定口座に無償化対象分の利用料が償還(振込)されます。	

【令和 6 年 4 月から第 2 子の保育料が無償化になりました】

国の幼児教育・保育の無償化の対象外となっている 0~2 歳の保育料は、これまで 18 歳未満の子どもを 3 人以上養育する世帯に対して、第 3 子以降を無償化としていましたが、令和 6 年 4 月から、無償化の対象を第 2 子まで拡大されました。

[\[対象\] 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業に入所している 0~2 歳児クラスの第 2 子以降の保育料](#)

36.利用者納付金一覧

当園では無償化対象外の納付金を徴収させていただいています。

当園では、入園料はいただいております。

・〔納入方法〕 **足利銀行口座振替** 毎月 10 日に引き落とし。口座の無い方は、開設をお願いします。

(1) 1 号認定・新 2 号認定

項目	幼保連携型 認定こども園 釜井台幼稚園	
支給認定区分	1 号認定	新 2 号認定
時間区分	教育標準時間	
基本時間	(8:30~) 10:00~14:00 (~18:00)	(7:00~8:30) (8:30~) 10:00~14:00 (~18:00)
利用可能曜日	月 ~ 金	
土曜保育	利用不可	
長期休暇	有り (春・夏・秋・冬) ※長期休暇中の預かり保育は特別な事情がある場合のみ。要相談。	長期休業中も預かります。
預かり保育 延長保育 時間及び 料金	【預かり保育・ことりぐみ】 (ランチルーム) タ① 14:00~17:00 600 円/回 タ② 14:00~18:00 700 円/回 ☆おやつ代☆ 150 円×回数 [午前保育] 11:00~18:00 1,000 円/回 ☆おやつ代☆ 150 円×回数 ☆給食費と別に昼食代を別途徴収☆	【早朝預かり保育・おひさまぐみ】 (ランチルーム) 時間: 7:00~8:30 料金: 450 円/回 【預かり保育・ことりぐみ】 (ランチルーム) タ① 14:00~17:00 600 円/回 タ② 14:00~18:00 700 円/回 ※どちらも無償化の対象です。
保育料	「3 歳以上児」は利用料(保育料)無償化。 ※満 3 歳児は「3 歳の誕生日」から無償化。 ・利用者負担額(保育料)の階層区分を決定するにあたっては、基本、父母それぞれの市民税額の所得割課税額を合算して算定します。	
施設充実 管理費	3,500 円/月 ※園舎・園庭・保育備品の購入・管理・整備、ICT 機器の購入・管理、光熱水費の高騰対応等に使用	
特別教育費	6,000 円/月 ※教材・絵本・体育指導・研修・手厚い職員配置、職員の安定雇用及び処遇改善等に使用。	
給食費	7,700 円/月(週 5 回) ※8 月を除く	9,500 円/月
PTA 会費	600 円/月 行事・誕生会の商品、プレゼント、保険料、PTA 活動事務費、連合会会費、卒園記念品	

月額施設整備費 (通園バス代)	【月額施設費】(通園バス利用者のみ徴収) 3,500 円/月(往復乗車) 2,000 円/月(片道乗車) ※8 月を除く
	※通園バス利用者のみ徴収。 ※満 3 歳児バス乗車につきましては、3 歳の誕生日を目安に乗車可能かどうかご相談の上判断します。乗車時の安全確保ができない場合やバスコースのルート変更・乗車定員オーバーなどの理由によりお断りすることがあります。乗車希望の方は早めにご相談ください。 ※臨時のバス乗車は原則できません。 ※年度途中の通園方法変更はできるだけ遠慮ください。 ※出産・転居・ご家族の入院やご不幸など、やむを得ない事情の際は、ご相談ください。 ※原則返金は致しません。 ※自然災害や感染症による学年閉鎖及び臨時休園など、安全な運行が保障できないと判断した場合は、園バスの運行を中止することがあります。また、運転手が急な体調不良で運転が出来ない場合も運行を中止することがあります。
行事費	実費 (その都度ご案内します) ※3 歳以上児は遠足代・卒園準備預金(5 歳児のみ)等の徴収があります。
入園受入準備費	5,000 円 (入園に係る事務手続きの費用)
制服・道具等	約 35,000 円 3歳児クラス(年少)進級時より必要(帽子、制服、体育着、カバン、通園バック、ハサミ・クレヨンなどの道具類等)
入園申込	園に直接申込む。[募集要項配布・入園申込受付開始]9 月上旬
選考方法	面接

(2) 2号認定・3号認定

項目	幼保連携型 認定こども園 釜井台幼稚園			
支給認定区分	2 号認定		3 号認定	
時間区分	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
基本時間	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00～18:00	8:00～16:00
開園日	月 ～ 土 （休園日:日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日）			
開園時間	7:00～19:00（土曜日 7:00～18:00）			
土曜保育	両親共土曜勤務有りなどの要件を満たす方のみ利用可。利用料は保育料に含む。			
長期休暇	学年毎の保育、または、0・1・2歳児と3・4・5歳児に分けての合同保育			
預かり保育 延長保育 時間及び 料金		【早朝預かり保育・おひさま】 （つばみ1くみ） 時間：7:00～8:00 料金：300 円/回		【早朝預かり保育・おひさま】 （おひさまぐみ） 時間：7:00～8:00 料金：300 円/回
		【預かり保育・ことりぐみ】 （ランチルーム） 時間：16:00～18:00 料金：150 円/30 分毎		【預かり保育・ことりぐみ】 （つばみ1くみ） 時間：16:00～18:00 料金：150 円/30 分毎
	【延長保育・ふくろうぐみ】 （ランチルーム） 時間：18:00～19:00 料金：300 円/回 上限 3,000 円/月	【延長保育・ふくろうぐみ】 （ランチルーム） 時間：18:00～19:00 料金：150 円/30 分毎	【延長保育・ふくろうぐみ】 （ランチルーム） 時間：18:00～19:00 料金：300 円/回 上限 3,000 円/月	【延長保育・ふくろうぐみ】 （ランチルーム） 時間：18:00～19:00 料金：150 円/30 分毎
保育料	「3 歳以上児」、「0 歳から 2 歳までの第 2 子以降」は利用料（保育料）無償化。 ※2 号認定児は 3 歳の誕生日を迎えた翌 4 月より無償化になります。 ※3 号認定児は、市町村民税非課税世帯は無償化。 ・利用者負担額(保育料)の階層区分を決定するにあたっては、基本、父母それぞれの市民税額の所得割課税額を合算して算定します。			

施設充実 管理費	3,500 円/月 ※園舎・園庭・保育備品の購入・管理・整備、ICT 機器の購入・管理、光熱水費の高騰対応等に使用	
特別教育費	6,000 円/月 ※教材・絵本・体育指導・研修・手厚い職員配置、職員の安定雇用及び処遇改善等に使用。	
給食費	9,500 円/月 (主食費 4,000 円+副食費 5,500 円) 原則返金致しません。	園からの徴収なし 給食費(主食・副食)は保育料(無償)に含む。
	※給食業務は外部委託((株)宮食)です。給食費は調理委託料として、食材購入、栄養管理及び献立作成、調理、食具・調理器具厨房機器の購入・維持管理、調理に係る光熱水費、調理員人件費等が含まれています。 ※園外保育などの際にお弁当をお願いすることがあります。 ※原則返金はいたしません。 【副食費減免対象】 ①1号・2号認定の年収 360 万円未満世帯 ②2号認定の第3子以降児童(第1子を18歳までとした第3子以降) ③1号認定の第3子以降児童(第1子を18歳までとした第3子以降)	
PTA 会費	600 円/月 行事・誕生会の商品、プレゼント、保険料、PTA 活動事務費、連合会会費、卒園記念品	
月額施設 整備費 (通園バス代)	原則利用不可。送迎のみとなります。 ※但し、1号認定児のみのバスルート上で、バスの運行時間に合わせて乗降できる2号認定児の利用についてはご相談ください。※長期休暇中のバスの運行は、いたしません。 ※通園バス利用者のみ徴収。 ※臨時のバス乗車は原則できません。 ※年度途中の通園方法変更はできるだけご遠慮ください。 ※出産・病気・転居・ご家族の入院やご不幸など、やむを得ない事情の際は、ご相談ください。 ※原則返金は致しません。 ※自然災害や感染症による学年閉鎖及び臨時休園など、安全な運行が保障できないと判断した場合は、園バスの運行を中止することがあります。また、運転手が急な体調不良で運転が出来ない場合も運行を中止することがあります。	
行事費	実費 (その都度ご案内します) ※3歳以上児は遠足代・卒園準備預金(5歳児のみ)等の徴収があります。	
入園受入 準備費	5,000 円 (入園に係る事務手続きの費用)	
制服・道具等	約 35,000 円 3歳児クラス(年少)進級時より必要(帽子、制服、体育着、 靴、通園バック、ハサミ・クレヨンなどの道具類等)	私服。道具類は園のモノを使用。
入園申込	保育を必要とする要件を確認し必要書類を揃えて、宇都宮市保育課・地区市民センター・認定こども園のいずれかに提出。※詳細は市 HP の「教育・保育施設等入所のご案内」でご確認ください。	
選考方法	宇都宮市が保育の必要性の高い順に、各園の受け入れ可能な範囲内で利用調整をする。入所内定後、園から連絡の上、面接となります。	

○園児服・保育用品等の詳細な金額については、入園時または年度末に別紙でお渡ししますので、そちらをご参照ください。

◎納付金等は、状況により変更となることがあります。

37. 宇都宮市「令和7年度特定教育・保育施設等給食負担軽減事業補助金」を活用し月額2,000円を上限に補助します。

【対象】宇都宮市居住の3～5歳児

第3子以降の副食費免除など既存制度による減免・経済的支援対象者、市外居住者は対象外

【例】毎月の給食費から上限2,000円/月が引かれた状態で給食費を請求します。

《1号認定児》給食費7,700円/月→2,000円を引いた給食費5,700円/月を請求。

《新2号・2号認定児》給食費9,500円/月→2,000円を引いた給食費7,500円/月を請求。

※1号認定児が8月に預かり保育を利用した際は、実際に給食を提供した実費徴収分について上限を2,000円に補助します。

●なんでもご相談ください。私たちは子育て応援団です。

子育ては、楽しいことも嬉しいこともたくさん、星の数ほどありますよね。かわいいうぐさに癒されたり、ちょっとしたことに成長を感じて喜んだり…。ほんと小さな幸せを感じる瞬間はたくさんありますよね。でも反面、なかなか泣き止まない、寝てくれない、食べてくれない、言うことを聞いてくれない…。どうしたら良いの!? いいかげんにして!と叫びたくなるような時もありますよね。思い通りにはなかなかいかないのも子育ての一面。当たり前ですが、子どもだって意志があります。親の所有物ではありません。あなたと同じ人権を持った人間です。

もしイライラして怒鳴りたい時や手を挙げそうになった時は、深呼吸して 5 秒数える。それでもダメならトイレに行く、その場を離れる。つらい時には誰かに助けを求めてください。「大変なんだよ」、「いっぱいいっぱいなんだよ」「助けてよ」と伝えて良いんです。

そこでどうかお願いします。不安・疑問・悩み・愚痴など、一人で抱えないでください。子育て・園生活・発達・教育・ご家庭のことなど、なんでもお話をください。もちろん、嬉しいことや楽しいこともです。お子様のことを一緒に考え、悩み、笑い、泣き、楽しむ。できることがあればお手伝いさせていただきます。

私たちは、子どもは「神様がくれた宝物」だと思っています。あなたのお子様がこの世に生を受け、あなたのもとに産まれて来たことは「奇跡」なのです。

もし、子育てがつかなくなった時には、お子様が産まれた時の喜びを思い出してください。その時湧き上がった感情を、想いを、いつまでも忘れないでください。

そして、あなたとご家族がもっているたくさんの愛情をたっぷりとお子様に注いであげてください。ぎゅっと抱きしめる、愛していると言う、話を聴いてあげる…。子どもは愛されている実感があれば、健やかに成長し、心が折れそうな困難にも自分の力で立ち向かい、それでも難しい時には誰かの支えを受けながら、前を向いてしっかり生きてくれるでしょう。

お子様の幸せ、そしてあなたとご家族の幸せのため、私たちは子育てを応援したいと思っています。一緒に子育てをするグッドパートナーになりましょう。

何でもご相談ください。どうぞよろしくお願いいたします。



意見書 (医師記入)

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(病名) 該当疾患にチェック ☒ をお願い致します

☐	麻疹 (はしか)
☐	新型コロナウイルス (SARS コロナウイルス 2)
☐	風疹
☐	水痘 (水ぼうそう)
☐	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
☐	結核
☐	咽頭結膜熱 (プール熱)
☐	流行性角結膜炎
☐	百日咳
☐	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)
☐	急性出血性結膜炎
☐	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

集団生活に支障がない状態になりましたので _____ 年 _____ 月 _____ 日から
登園・登校可能と判断致します。

但し体育 (可 ・ 不可) ・プール (可 ・ 不可)

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____ 印

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、医師により集団生活に支障がないと判断され登園・登校を再開する際には、
この「意見書」を「教育・保育施設」「学校」に提出してください。

◎新型コロナウイルス感染症治癒後の登園にあたって、医師が記入した「意見書」の提出は当面の
間、必要ありません。(R5.9.1 現在)

医師が「意見書」を記入することが考えられる感染症

感染症名	症状	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	高熱、食欲不振、口中・首に赤い発疹、咳、鼻汁結膜充血、めやに	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
新型コロナウイルス (SARSコロナウイルス2)	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常など。 無症状のまま経過することもある。	個人差があるが、発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しているといわれている。 発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少する。	・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。 ・無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。 ※登園停止解除後、発症から10日を経過するまでは、可能な限りマスク着用を推奨する(2歳未満児には求めない)。 ※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。
風しん(三日はしか)	発熱、発疹、リンパ節腫脹	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発しん(体幹から全身、頭髮部、口腔内)紅斑から丘疹、水疱、痂皮	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	全ての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (ムンプス、おたふくかぜ)	発熱、片側ないし両側の唾液線の有痛性腫脹(耳下腺が最も多い)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	肺結核では咳、痰、発熱で初熱しおおむね2週間以上遷延する。乳幼児では重症結核(粟粒結核、結核性髄膜炎)になる可能性がある。		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭炎(咽頭発赤、咽頭痛)、結膜炎(結膜充血)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎 (はやり目)	流涙、結膜充血、目脂、耳前リンパ節の腫脹と圧痛	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	感冒様症状、夜間に激しい咳 乳児期早期は典型的な症状は見られず無呼吸発作からチアノーゼ、けいれん、呼吸停止	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性 大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	激しい腹痛、頻回の水様便、さらに血便。発熱は軽度。		医師により感染の恐れがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要なく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	潜伏期は1日で強い目の痛み、異物感で始まり、結膜の充血、特に結膜下出血を伴うことが多い。眼瞼の腫脹、眼脂、結膜浮腫、角膜表層のび慢性混濁などがみられ眼痛、異物感がある。		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	髄膜炎例では、頭痛、発熱、髄膜刺激症状の他、痙攣、意識障害、乳児では大泉門膨隆等を示す。敗血症例では発熱、悪寒、虚脱を呈し、重症化を来すと紫斑の出現、ショック並びにDIC(Waterhouse-Friedrichsen症候群)に進展することがある。特徴として、点状出血が眼球結膜や口腔粘膜、皮膚に認められ、また出血斑が体幹や下肢に認められる。		医師により感染の恐れがないと認められていること

季節性インフルエンザは「意見書」ではなく「インフルエンザ経過報告書(教育・保育施設用)」を

登園再開時に提出。書式は、かかりつけ医・園でもらうか、市ホームページからPDFをダウンロード。

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kenko/kansensho/influenza/1018816.html>



施設長・学校長 様

登園・登校届 (保護者記入)

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(病名) 該当疾患にチェック ☒ をお願い致します。

☐	溶連菌感染症
☐	マイコプラズマ肺炎
☐	手足口病
☐	伝染性紅斑 (りんご病)
☐	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
☐	ヘルパンギーナ
☐	R S ウイルス感染症
☐	帯状疱疹
☐	突発性発疹

(医療機関名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診) に
おいて上記と診断されましたが、その後、裏面「登園・登校のめやす」の状態となり、集
団生活に支障がないと判断しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園・
登校致します。

年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印

※保護者の皆様へ

上記の感染症については、裏面の「登園・登校のめやす」を参考に記入し、施設・学校への提出を
お願いします。

「教育・保育施設」「学校」は、集団生活を営む場であり、感染症が発生した場合には、大きな影響
を及ぼします。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子供達が一日快適
に生活できることが大切です。「教育・保育施設」「学校」での集団生活に適應できる状態に回復し
てから登園・登校するようご配慮ください。

医師の診断を受け、保護者が登園・登校届を 記入することが考えられる感染症

感染症名	症状	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	発熱、咽頭痛を発症 しばしば嘔吐。掻痒のある粟粒大の発しんが出現。	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	乾性の咳が徐々に湿性となり、次第に激しくなる。解熱後3～4週間咳が持続する。肺炎にしては元気で一般状態は悪くない。	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	水疱性の発しんが口腔粘膜及び四肢末端（手掌、足底、足背）に現れる。水疱は痂皮形成せず治癒。口内炎がひどく食事を摂れないことがある。	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間（3 日から 5 日）	解熱している。口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく元気。普段の食事がとれること。
伝染性紅斑（リンゴ病）	軽いかぜ症状を示した後、頬が赤くなり手足に網目状紅斑が出現する。発しんが治っても直射日光や入浴で発しんが再発することがある。	発しん出現前1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	発熱、嘔気/嘔吐、下痢（黄色より白色調であることが多い）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	突然の高熱（1～3日続く）咽頭痛、口蓋垂付近に水疱疹や潰瘍形成咽頭痛がひどく飲食が摂れない。	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
RS ウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳嗽、喘鳴、呼吸困難	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	小水疱が肋間神経にそった形で片側性に現れる。正中を超えない。 小児期に帯状疱疹になった子は、胎児期や1歳未満の低年齢での水痘罹患例が多い。	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	高熱が3～4日間続いた後、解熱とともに体幹部を中心に鮮紅色の発しんが出現。軟便になることもある。初めての発熱であることが多い。咳や鼻汁は少なく、発熱のわりに機嫌がよく哺乳できる。		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※集団生活であることを考慮し、早期発見、早期治療に心がけましょう。

※その他の伝染病については、医師の診断に従って下さい。特に下記の疾病と診断された場合は、意見書及び登園・登校届が必須ではなくても、必ず報告し医師の診断に従ってください。

○アタマジラミ症：人の頭髮にだけ寄生して吸血、頭皮のひどいかゆみや湿疹などを生じさせる寄生虫症

○疥癬（かいせん）：「ヒゼンダニ」がヒトの皮膚に寄生しておこる皮膚の病気

○伝染性軟属腫（水いぼ）：ポックスウイルスによる伝染性の強い皮膚感染症

○伝染性膿痂（のうか）しん：一般に”とびひ”と称されている病気で、乳幼児に好発。虫刺され・湿疹などを引っかいた傷や、転んでできた擦り傷などがもととなり、細菌が表皮に感染することによって発症。

○B型肝炎：B型肝炎ウイルスに感染することによって生じる肝臓の病気のこと。B型肝炎ウイルスは主に感染者の血液や体液を介して感染。

認定こども園 釜井台幼稚園は

遊びや園生活の中で、環境（ヒト・モノ・コト）を通して、子どもが主体性を発揮する保育・教育

未来を生き抜く力と学びの芽生えを育てる保育・教育

子どもと一緒にドキドキ・ワクワクする保育・教育

を目指しています

そのために

子どもが子どもらしく、のびのび、いきいき、ドキドキ、ワクワクする生活を

愛されている実感を 人を好きになる喜びを モノや自然と関わる楽しさを

未来につながる 今しか出来ない 遊び体験を

大切にしています



学校法人 やまざき学園
認定こども園 釜井台幼稚園

学校法人やまざき学園

幼保連携型 認定こども園 釜井台幼稚園

〒329-1104 宇都宮市下岡本町 4 5 4 8 - 4 TEL 028-673-0238 FAX 028-673-0372

E-mail : info@kamaidai.ed.jp HP : <http://www.kamaidai.ed.jp>

この「重要事項説明書」は、園の保育方針・内容、ご利用いただくにあたってルール・合意事項を記したものです。必ず全てを読んで「利用契約書」に記入・押印の上、1 通提出をお願いいたします。ご提出いただけない場合は、入園のご再考をお願いすることがあります。尚この冊子は卒園まで保管して下さい。